



开门

9129

量

政

第五十六卷

かー

號

 (一.四.七.十月各一日發行) 季刊 第五十八卷

昭和十七年十二月二十八日印]納本

矯正図書館所蔵

の原理(二) 方法に就いて 處選の分類考査に就いて … ドイツ少年刑法補充分 刑或年報。刑事關係文献 一九四〇年ドイツ統一行刑規程(四) 內 容(第五十五卷第四號) E 市 岡 生 M. 原 道 秀 男 經

# 我が國の豫防拘禁制度に論論

#

Œ

木

亮

であるといはれて居るに拘らず、之に對し改悛處置を講じ且定期的なる保安處分を取り容れた點に從來の刑事政策に 防遏することを目的とする法律であり、而も共産主義思想犯罪は所謂確信犯罪と稱せられ改善教化の不可能なる罪態 石を投じたと認むべきことを看過することが出來ない。 昭和十六年法律第五十四號改正治安維持法第三章に豫防拘禁に闘する規定が掲げられた。治安維持法は共産主義を

制度の根幹としたことは世界州事政策の異色であり、 ことであるし又實際未だ甞つて用ゐたる例を見ない。之に反し、わが國が之に對して豫防拘禁を用ゐ而も改悛處置を は即ち確信犯罪であると信ぜらるるが故に之に對して定期的豫防拘禁を用ふるといふが如きことは到底考へられない ばならぬことは豫防拘禁が如何なる罪態に對して用ゐられたかといふことである。上述の如く、外國に於ては思想犯罪 防拘禁を表見的に觀察すれば、 豫防拘禁制度は旣に慣習犯人に對してイギリス及びドイツ等に於て實施されて居る保安處分である。從て今囘の豫 外國制度の移入の如き誤解を受け易い。然し、此の問題に關し特に吾人が觀察を遂げね 思忠犯罪に付ての國民的見解が他國に類例なきことを示して居

るといふことが出來る。

が是認せられた所以もわが國に保安處分に關する固有思想が潜在して居たからである。 如くわが國に於ては早くより獨自の保安處分が發達して居た關係上保安處分制度に關する外國制度への批判取捨は決 期に於て非常なる發達を遂げて居る。鑛山役夫制度人足寄場制度等は何れも保安處分そのものであつたのである。斯 保安處分は外國の亞流の如く誤解される處れがあり、內容はとにかく豫防拘禁そのものが外國刑事思潮の移入の如く して薄くなかつた。明治維新に於て外國刑事制度が多く取り容れられた。その際に於て例へば懲治監制度感化制度等 考へられる虞がある。しかし、 ス案以來世界各國の刑法草案に是認せられ、 次に豫防拘禁の制度そのものに付て考察するに、此の制度は保安處分の一種であつて、 保安處分は刑事制度の中では自然發生的な制度である。わが國に於ては旣に徳川の中 わが昭和十五年の刑法改正假案も亦此の風潮に追隨して居るが如く見え 一八九三年のカール・ス

する所以は實にそこにあるのである。 は全く想像し能はぬ制度が誕生し得るのである。私がわが國の豫防拘禁をわが國固有の制度として説明を試みようと かやうに古くより發達して居る保安處分思想存在するが故に、思想犯人に對する豫防拘禁といふが如き外國に於て

# わが國固有の保安處分

=

徳川時代に於ける刑罰と保安處分とは劃然區別の出來ぬものが少くなかつた。 例へば、遠慮、押込、 隱居、

\*

安處分として用ゐられたのは鑛山役夫制と人足寄場制と文であつた。 するところもあり、又保安處分とするところもある。然し徳川時代に於ては此等を以て身分に應ずる刑罰法となし保 関所等はその性質が兩面より見ることが出來、又外國の立法例等によれば関所即ち地面等取上家業取放は之を刑罰と

\*

之を仮役する制度であつて、此等の者が其地に於て犯罪ある時は鑛穴に禁し置きて出ることを聽さなかつた。之を敷 內追込といつて居た。此の制度は安永七戍年四月に始められた。御勘定奉行へのお達しに曰く「近來無宿共多、 ある。微罪の者共は皆鑛山役夫として佐州金銀山の水替に用ゐられ當時の社會の不安を之によつて防衞されてゐたの 而爲,取計,候樣可被致候、 鑛山役夫とは無籍又は入墨、敲の刑に處せられた者で歸する所なきか、又は再犯の虞ある者を佐渡鑛山に遣はして 此度無罪之無宿共、先四五拾人佐州え差遣、 尤無宿共、町奉行る御代官手代え引渡筈候間、被い得い其意い町奉行佐渡奉行可い被い談候」と 水替人足に遺候筈候間、 右遣方之儀、

り物、元結、草り、縄細工、百姓、ヤリ、餞サシ、醫者、タバコ、カミ結、大工、左官、 時の繪圖によれば收容者の職業によつて色々な仕事が課せられて居た。紙スキ、カヂヤ、カゴヤ、ヤネヤ、竹笠、 談、其方え請取、 彼は寛政二年戍年二月十九日その臣長谷川平藏に書付を渡して「今度無宿共、加役方人足に被"仰付」候間右御用可"相 勤」場所之義は、 然るに其の後松平定信老中に就任するや彼はその領白河藩に於て試みたる人足寄場制度を江戸に移さうと試みた。 石川大隈守屋敷裹段沼壹万六千三拾坪餘、御用地に成、 地所築立等之義追々可被"相伺」候」と。平藏は之によつて石川島に加役人足寄場を建てたがその當 右之内に取建被:仰付:候間御普請奉行 人足、米ツキ等であつた。

教化法としては心學が講ぜられ課業には賞與錢が與へられで居る。

月の多少に無い構、右場所を差免、百姓素生のものは、相應之地所を被い下江戸表出生のものは、 の虞ある者を豫防する爲に不定期主義假釋放等の精神を早くも保安處分の中に織り出したのである。 恵の旨をも辨へず、 候、舊來之志を相改、 人足寄場が何の目的に用ゐられたかに付て寬政二年二月二十六日の松平越中守寄場人足御仕置申付書に 家業可,致させ,候尤公儀よりも職業道具被,下候販、又はその始末により、 佐州表へ可,差遣,虚、此度厚き御仁惠を以、 申附に背、職業不精にいたし候験、或は悪事等於有」之ば重き御仕置可,申附,者也」とあり、 實意に立かへり、職業を出精いたし、元手にも有附候やうに致べく候、身元見屆け候はど、年 加役人足に致し、寄場え遣し、 相應の御手當可」有」之候若又御仁 銘々仕覺之手業を申付 出生の場所え店をも

此の制度は石川島の外仰島常陸國筑波郡上郷村に置き文久元年には更に函館にも之を設けた。

又假釋放は世界最古のオーストラリヤの一七九一年の假釋放の前年に於て實行に移されたのであつたが、 構なく善良者を釋放せしめることとした寛政二年は實に西唇一七九○年であつて世界最古のものより四十年前であり 居るのである。同時に明治維新に於て何故にかかる固有制度が再檢討されなかつたであらうかと残念に思ふ次第であ 合し而もかくる制度を虞犯者に用ゐたる例は人足寄場以外には之を見ることが出來なかつたのである。その點に付い てわたくしは松平樂翁公の刑政家としての天分、殊に外國の刑事文明に先驅されて居たことに非常なる尊敬を拂つて は一八三〇年オーバーマイヤーがカイザーラウターン Kaiser autern に於てであつたが、 此の制度が全く日本固有のものであることは此の制度の中に認められた不定期主義が外國に於て實行に移され 人足寄場の年月の多少に それらを綜

# 三明治維新に於ける保安處分

30

となるのである。換言すれば、 わが刑事制度は形式を超越したる犯罪豫防殊に保安處分が何時も變ることなく考慮されて居たと見るべき有力な材料 平民其子弟ノ不良ヲ憂フルモノアリ此監=入ンコトヲ請フモノハ之ヲ糖ス」といふ規定は泰西文明心醉の中に於て日 とが肯定出來るのである。 本固有の刑事思想を固く維持した賴母しき制度であつて、明治の刑事制度の中の異色に属するものであり、 ク此監ニ留メテ營生ノ業ヲ勉勵セシムへ二十一歲以上ト雖モ逆意殺心ヲ挟ム者へ獄司ョリ裁判官ニ告ケ尚此監ニ留ム) 歲以下懲役滿期二至リ惡心未夕悛ラサル者或ハ貧箋營生ノ計ナク再と惡意ヲ挟ムニ嫌アルモノハ獄司之ヲ懇論シテ長 に於て未成年の行刑に付ては此の點が全くイギリス制度より離れて居た。即ち明治五年監獄則第十條 懲治監「二十 國制度を模倣し甚しきに至つては行刑制度の如くイギリス行刑則を翻譯してそのままわが制度となさんとする勢であ 明治維新に於ては文物皆泰西の文化を吸收した。刑事制度も亦歐洲のそれが取り容れられ裁判・檢察・行刑何れも外 明治五年の監獄則は實行はされなかつたが、全くイギリスの監獄則そのままであつた。而もその翻譯制度の中 保安處分の思想は外國思想の移入でなくて終始變らぬ日本固有の思想であるといふこ

四最近に於けるわが國の保安處分立法

置法等は總で之に關するものであるが、直接犯罪者に對する再犯豫防の保安處分が立法問題として取り上げられるや 趣旨の下に監護處分、矯正處分、 草案に於て豫防監護、酒癖矯正、 うになつたのは大正十五年臨時法制審議會決議「刑法改正ノ綱領」であつた。同綱領第二十一に「保安處分トシテ勞 の對象の點に於て外國のそれは何れも常習犯人に之を用ゐ、わが刑法草案は放火、殺人及び强盗等の重罪犯人にのみ つて、その形に於ては西暦一九〇八年のイギリスの豫防拘禁法、一九三四年のドイツの豫防拘禁法と同じであるが、そ に因り釋放せらるべき者釋放後に於て更に放火、殺人又は强盗を爲す虞あること顯著なる場合に用ふる保安處分であ 保安處分は既に長らく少年犯罪の對策の問題として用ゐられて居る。少年教護法、少年法、 酒精中毒者、精神障礙者等ニ關スル規定ヲ設クルコト」と掲げられ、之に基いて昭和二年の刑法改正豫備 勞働留置及び豫防拘禁の四種が認められ、更に昭和十五年刑法改正假案に於ては同 勞作處分及び豫防處分の四種が認められた。右の中で豫防處分は懲役の執行の終了 矯正院法、精神病者監

則とする豫防拘禁が果して妥當なりや。むしろ之に對しては不定期刑を以て臨むべきに非らずやとの議論の下に此案 拘禁に付す」と規定したのである。思想犯人は確信犯であるといはれて居るに拘らず、之に對し僅々二年の期間を原 於て釋放後に於て更に第三條叉は第四條の罪を犯す虞あること顯著なるときは裁判所は檢事の請求に因り本人を豫防 二十六條に於て「第三條又は第四條(思想犯罪)の罪を犯し刑に處せられたる者其の執行を終り釋放せらるべき場合に 然るに、刑法草案の實施を見るに至らざる中に此の豫防處分は第六十五議會に提出された治安維持法改正法律案第

用ゐた點に異りがあつた。

至つたわが國固有制度といふも過言ではないと思ふ。 るに至るべきことは正に當然のことといはねばならないのである。實に豫防拘禁は敍上の如き經過の下に誕生するに 正となつた。この時に當つて刑の執行を終り而も尙危險性のある思想犯人を防遏することは刑事政策上最先に着手す 之等の者に對する保安處分の效果的なることが信じられたといふ點に大きな示唆のあつたことを忘れてはならない。 は竟に不成立に終った。しかし、そこにわが國では、外國なぞでは到底考へられない思想犯の改善可能性といふことと べき問題であつた。その結果としてわが國に於て古來より流れて居る保安處分思想が湧然問題とせられ實行に移さる その後わが國は支那事變に遭遇して國內思想態勢を整ふべき喫緊の必要に迫られ、竟に昭和十六年の治安維持法改

# 一確信犯の概念とその否定

心情であるから行刑處遇の如きも寬大に處すべきであるといふ議論が風靡してゐた。 るとか轉向に導くといふが如きことはいふべくして行ふことは出來ない。かやうな見方から當時共産主義の犯罪の如 即ちそれによれば政治的・宗教的・道德的原因に基く種類の犯罪を指すのである。此の種の犯罪は行爲者がより高き理 確信犯といふ概念は一九二二年のラードブルップ Radbruch の刑法草案の中にあらはれて來た犯罪類型である。 よりよき國家社會を建設しようとする信念の下に行ふ行為であるからその信念のゆるぎがなく之を改善す Überzeugungsverbrechen と名付けて居たし、 又刑事政策の上ではかかる動機に基く行為は非破廉恥的

拘禁ニ付セラレタル者へ豫防拘禁所ニ之ヲ收容シ改悛セシムル爲必要ナル處置ヲ爲スペシ」と規定して、之亦思想犯 その最も顯著なる點は昭和十一年五月二十九日法律第二十九號の思想犯保護觀察法であつた。この法律は思想犯人の た。卽ちわが國ではたとひ思想犯罪と雖之を以て改善不能の確信犯とすることは妥當でないといふ態度がとられた。 望むべきものであるとされた。その二は思想犯罪の確信犯であるといふ觀念に對して對立したわが刑事制度で あつ 産主義に關する態度が宣明せられた。それによれば共産主義は道徳の根幹をなす現國家を覆没することを目的とする ものでその罪は道德の破壞の最も甚だしいものであつて、非破廉恥犯といふが如きことは許されぬ。寧ろ極刑を以て 想犯罪を非破廉恥犯と見ることの間違であるといふ考へ方である。即ち一九三三年ドイツ・ナチス政 權 確立するや共 の改善可能即ち確信犯概念の否定を前提としたのであつた。 轉向の可能性を前提としたものであつた。而も昭和十六年の豫防拘禁に付ても改正治安維持法第五十三條には「豫防 その後刑事政策の上に於て自由主義時代に於けるかかる觀念に對して二つの反動があらはれて來た。 その一つは思

はずとの故を以て豫防拘禁に付せざるの決定を下されたことは、以て如何にわが國の思想犯罪が外國のそれと異るか が非常にその先天的な日本感情を蘇生せしめた點が顯著であつた。往年の正統派の互頭福本和夫が非轉向と斷する能 打破することは決して不可能でない。その最もよき實例は豫防拘禁所收容者に對して放送された大東亞戰爭ニ の犯人が居るけれども彼等と雖もその思想は後天的でその精神は先天的である。從つで强い先天性によつて後天性を それはわが國の無窮の歴史と特異の風土と國民慣習とが總での國民の精神にとけ込んで居るからである。勿論確信的 斯様な確信犯槪念の否定は外國では到底考へられない。只わが國に於てのみの特殊現象と斷定することが出來る。

を知ることが出來るのである。

容シ改悛セシムル爲必要ナル處置ヲ爲スベシ」といふ改善可能前提の規定が設けられたのであつた。 ものに向けられねばならぬのであつて、その意味から上述の如く「豫防拘禁ニ付セラレタル者ハ豫防拘禁所ニ之ヲ收 わが國に於ては確信犯といふ概念は實際に於てはあてはまらない。同時に豫防拘禁所の目標は全く轉向その

## 六 豫防拘禁所の梗概

放後に於て更に同章に搨ぐる罪を犯すこと顯著なるとき、 ること困難にして更に之を犯すの虞あること顯著なる場合、檢事の請求に因つて裁判所が命ずるところの保安處分で 思想犯保護觀察法に依り保護觀察に付せられたる場合に於て保護觀察に依るも同章に掲ぐる罪を犯すの危險を防止す ある。而して豫防拘禁の請求は本人の現在地を管轄する地方裁判所の檢事が豫防拘禁委員會の意見を求めたる上裁判 豫防拘禁所は治安維持法第一章に掲ぐる罪を犯し刑に處せられたる者其の執行を終り釋放せらるべき場合に於て釋 又執行を終りたる者又は刑の執行猶豫の言渡を受けたる者

實丈けで人民を拘禁することになるので可及的入念なる處置を採る必要があるからである。 豫防拘禁制度に於て一の特徴をあらはして居るのは右の如く檢事が此の處分を求める場合、 處分の免除の場合に於て豫防拘禁委員會が意見を述べることである。之は此の制度が單に處犯といふ事 收容者を退所せしむる

所に之をなすのである。

香下図書館所蔵

右委員會は檢事正が會長となり、委員及び豫備委員は司法部內高等官及學識經驗ある者の中より司法大臣が之を命

ずることとなつて居り會長一人及委員六人を以て組織しその任期は二年である。

豫防拘禁所は東京に一ヶ所あつて、所長、 さて、裁判所が豫防拘禁に付するの決定をなしたる場合此の決定が確定すれば本人は豫防拘禁所に收容される。 教導官、同補、書記及び教導によつてその事務を運營し、豫防拘禁處遇

令に基いて改悛せしむる爲必要なる訓育及訓練を施し、併せて改悛せしむる爲必要なる勞作を課して居る。

る。此の中本收容者三十一名に付て轉向、準轉向及非轉向の狀況を見るに刑務所釋放時に於て自ら轉向したりと稱す 現在の收容人員は昭和十七年八月二十日現在にて本收容(決定確定のもの)三十一名假收容二名合計三十三名であ 自ら非轉向と稱する者十名であつて當時の刑務所の認定もそれと符合して居るが裁判所に於ては三十

一名何れも轉向不完全と認定された。

を充分に解剖し個々に接渉の出來る理想的個別處遇法が必要であるとせられる。從つて豫防拘禁所は大建築を避ける 切といふことである。故に豫防拘禁所の職員は人格・思想・知識等に於て指導條件を具へて居る必要があり、 名は轉向努力中であり、 現在の狀況に付いて東京豫防拘禁所長の報告するところによれば轉向不可能或は極めて困難なる者二名他の二十九 近く建設せらるる小金井の豫防拘禁所はその意味に於て男百三十名女十名收容の豫定である。 又轉向の可能性が認められるとのことである。思想犯人を轉向に導く唯一の手段は職員の親

らはれて居る。轉向者に對しては愛國熱を益、增嵩して轉向を加速度的ならしめる效果があるが、非轉向者に對して 豫防拘禁は刑罰でないから大東亞戦争ニュースは之を聽取せしめて居るが、之は轉向の段階によつて反響が異つてあ

1h

作業には非常に關心を持ち殊に農耕を熱望して居る。は批判の對象とせられる。

## 七 豫防拘禁所の將來

に外國の豫防拘禁所の如く隔離彈壓のみを目的とするものでなく、日本獨特の愛育政治の一聯として運營されねばな 豫防拘禁所は以上述べた如く、わが國固有の保安思想のあらはれであり、わが國思想の具體化したものであるが故

らぬといふことを看過してはならない。

しめる以外に方法はない。その意味に於て豫防拘禁は思想犯人に對する日本精神を再建する修練道場でなければなら 的であるやうに仕組んで見たいと考へて居る。 上述の理想から新豫防拘禁所を純日本式の處遇の上に置かうと考へて居る。建物も純日本式であり、 ぬのである。 思ふに思想犯罪の絶滅は思想犯人を苛しやくするよりも、 私は之から行刑局長として理想的な豫防拘禁所を建設せねばならぬ義務を負擔して居るが、私としては 前述の如く先天的精神即ち日本固有の精神を蘇生强化せ 生活方法も家族

-昭和十七年八月二十六日、京都帝國大學に於ける文部省諸學振興會法學部總會に於て

10 -

が此の型を踏まれるものではなく、行刑には其後四十年の進步があり、

又流刑地の選擇に付ても當時と現在との間に

新 流 刑 0 展 望

中

尾

文

策

流刑の過去と現在

財政的 植民政策的

道的

流刑の提唱と其の構造 所

五

定せられることを必要とする。刑罰制度としての流刑の問題も亦もとより然り。 私は、實はそれは特定の場合に時定の方法と所とで行はれた流刑が弊害を伴ひ、非難を受けたと言ふ丈けのことであ 的に失敗であつたか否か、之は遽に斷定の出來ないことであると思ふ。又假に失敗であつたとしても、 れ丈けのことは必ずしも直ちに我國に妥當するものではない。明治年代に於る我が二十年の北海道流刑は果して全面 考へるのである。 つて、未だ以てそれがあらゆる條件に超越して惡制度なりとの斷定を受けたものではなく、 が全廢の氣運を見せるに至つたのは、一層流刑が過去の制度に追ひやられる必然性を明示するが如くであるが、然し に於る最も不人氣な問題として前世紀以來論じ盡されて居るのであつて、重ねで之を今日の問題とする者は殆ど無い 論を唱へ、 と言つてよいのである(一)。 も必ずしも未だ決定的なる最終的價値判斷を受けたものとは考へられないのである。成程人は口を揃へて流刑惡制度 けれ共私は流刑を一概に惡制度と斷定し去ることに對して重大なる疑ひを持つ。流刑の問題は理論的にも實際的に 我國はじめ各國は殆ど例外無く流刑を廢止して了つた。長く世界の視聴を集めて來たフランス迄が遂に之 或制度の價値は實際から離れて抽象的に判斷せらる可きではなく、其の具體性に卽して箇別的に決 ョーロッパ人が失敗したと言ふ唯そ 又受く可きものに非すと 流刑は總べて

流刑は惡制度なりと言ふことは殆ど何人からも疑はれることの無い一つの公理に成つて居る。此の問題は刑事政策

矯正図書館所蔵

見て實際的には殆ど問題にならず、大勢としてはフランスも今や流刑全廢の傾向に在るものと言ひ得る。

英國は本國人に對する流刑は旣に十九世紀中に之を全廢せること周知の如くである。然し印度人に對しては一八五

は隔段の差異がある。

ないと思ふ。斯る理由よりして、私は敢て此の不人氣なる、謂はば過去の問題を捉へて再檢討を行はんとするのであ 私は流刑の復活を希望する。 我國の現狀に於ては流刑は決して一顧の價値も無き惡制度なりと斷定することは出來

僅かに正木博士が之を新しく今後の問題として取上げやうとされて居る(「刑事政策汎論」昭和十二年、第二二七頁)。

=

が正式に我が制度と成つたのである。然し之も實施後幾許もなくして廢止せられ、其後人の關心を惹くことも無く今 十三年の刑法に至つて多分にフランス的色彩が採り入れられ、徒刑及び流刑の名に於て初めて上述の意味に於る流刑 拓の目的に結び付けて考へられたのは漸く徳川末期の頃ではないかと思ふ。佐渡の水替人足や蝦夷地の開拓に一部犯 然りフランス亦之に傚はんとしつゝある。我國でも追放刑の形で古くから流刑が行はれて居たが、之が植民乃至は開 が續々廣大なる植民地を獲得するに及び、之を植民目的と結合することが考案せらるゝに至り、急激に之等の國に於 烈なる非難攻撃が此の制度に對して集中せられ、遂に各國共殆ど之を廢止するの止むなきに至つた。英國然りロシャ て其の規模を擴大し適用を活潑化せしめた。然るに其の無節度なる施行の結果、年と共に弊害が露骨顯著と成るや猛 言ふ迄も無く流刑は犯罪者に對する威嚇排害の手段として古くから發生したものであるが、近世に至つて歐洲諸國 ひられたのは之であるが(もつとも之は出役の一種とも見得るもので正確な流刑とは言へない)、其後明治

日に至つて居る。

も無く又本稿に直接の關係も薄いので省略するが、唯、 過去の流刑が如何にして發達し如何なる經緯に依つて廢止に至つたかと言ふ歴史的經過は、 現在之が如何に行はれて居るかと言ふこと丈けは一應の概觀 今更こと新しく説く迄

をして置く必要があると思はれる。

案を提出すると共に、斷固ギャナ向けの受刑者送致を停止するの行政的處置をとつた(二)。現在の立法的處置としては 至つて居らないけれ共、 のであつたが、更に一九三七年にはトランスポルタションとルレガションとの兩者を全面的に廢止する劃期的な法律 植民地に於てのみ執行することを必要とせざるものとした。これフランスが正式に流刑に付き動搖を示した最初のも 獨り之に付て多少の讓步を行ひ、重懲役 travaux forcés は必ずしも従來の如く一律にトランスポルタションとして 部分的改良であつた。然しトランスポルタションに對する論難が特に激しかつた爲、遂に一九三〇年の刑法草案では 威者を集めて特別調査委員會を設けては、其の對策を練つて來たが、 一九三八年六月十七日の施行令で、トランスポルタションを全廢せるのみにして未だルレガションを廢止する迄には ふ政府の態度が決定して居る。デポルタションに付ては其の廢止は未だ考慮されて居ないけれ共、其の適用の數より 今に至る迄尙流刑の廢止に躊躇の色を示すものはフランスである。 之を保安處分として豫防拘禁 l'internement de sécurité に換へ、國內に於て執行すると言 其の都度得られる結論は全面的廢止に非ずして 内外の囂々たる非難に應へて、 政府は幾度か權 --- 15 ---

- 14 ---

期であるが有期のものもあつた。然しアンダマン諸島は昨年來皇軍の占領する所と成つて居るから、其の時を以て之 は終焉を告げた譯である。 七年の暴動事件以後之を實行し、不良犯罪者と認定せる者をベンガル灣のアンダマン島に送つて居た(二)。期間は無

其の近島に送つて居る開墾團(三)、フイリツピン・パラワン島のイワヒグ Twahig 刑務所(四)は之に屬するものと 持つて居た教化的經濟的部面を生かさうとして考慮されて居るものであり、本國から遠く離れて執行することは極力 げた二箇の例は流州の典型的なるものであるが、若しハッカーの如くに此の觀念を擴げて考へるならば、イタリヤが 避けられて居ることが判る。 言ふ可く、叉ロシャ勞働改善法の規定する團體作業勞働改善植民地も明かに一種の流刑である。之等は從來の流刑が 一口に流刑と言つても、何れの程度のものを之に入れるかと言ふことは、其の決定必ずしも簡單ではない。右に舉

16 ---

として取扱つて居るのではないことを斷つて置かなければならぬ(五)。 に反して成る可く本國に近い、比較的便利な場所に一種の構外作業的機構を以て流刑が漸次增加せんとして居るので ある。後者の行刑的價値の多いことはもとより之を認めなければならないが、然し本稿では此の提案のもの迄を流刑 以上に依り明かなる如く、本國から遠く離れた地方又は孤島に人跡絶えた場所を求めて行ふ流刑は廢止せられ、

一、當時「惡魔島の廢止」として世人の注目を惹いたのが之であつた。倘其の詳細なる經緯に付き Armon Mossé, ons et les institutions d'education corrective, 1939, p. 371 ss.

11' Joseph Heimberger, Deportation (Elster u.Lingemann, Handwörterbuch der Kriminologie, 1933), S. 299.

111 Erwin Hacker, Die Wiedereinführung der Deportation (Monastsschrift für Kriminalpsychologie u. Strafrechtsreform, 26

Jahrgang, 5. Heft), S. 223

四、John Gillin, Taming the Criminal, 1931, p. 54 ss. 参照<sup>o</sup>

五、ハツカーは自らも疑ひを持ちつゝ遂にアルカトラッツ刑務所迄も流刑の中に加へて居るが (ibid. Ss. 193-4)、最 早や此

處迄來れば流刑の觀念は全く一變して居る。

Ξ

を選び出して、之を刑事政策的、植民政策的、財政的及び人道的の四觀點に分ちそれを中心として私見を述べて行く るかと言ふことを考へるには、先づ之に向けられて來た非難に答へて置く必要があるので、以下に其の主要なるもの れたことであり、今更此の場所に其等の議論を一々紹介するのは兒戲に類する感がある。然し何故に之が良制度たり得 得ることを信ずるものである。流刑の利害得失特に其の惡制度たることに付ては、既に多くの人に依り繰返し力說さ 流刑は果して惡制度であらうか。之に付き私が重大なる疑問を持つことは襄に述べたが、寧ろ私は之が良制度たり

#### 刑事政策的

少く共無意義なるに於ては、當然之を支持することを得ないのである。反對論は大要次の如くである。 反對論の第一は刑事政策的見地より行はれる。流刑が何よりも先づ刑罰たる以上、刑事政策的見地に於て有害又は

强き刑員として作用す可くして却で及對の結果を生じ、斯る心情を持合はせて居る悪性少き者に對し、は、弱く作用 1、流刑は刑罰としての性質を欠除して居る。蓋し窒郷の念も肉親の愛情も持たぬ無賴不遑の徒に對しては、

矯正図書館所蔵

生存上に於ても容易ならぬ困難と闘ふことを餘儀なからしめ、到底改悛の念を起す餘地を與へない。フランスのデポ 定住の如き當初より問題にせず、 ルタションは更に無意味であり、 度に苛酷なる刑罰の執行を受けて自暴自棄と成り、改善の機會から遠ざかる。加ふるに流刑地の多くは受刑者をして ひ出す者も生じて來る(二)。特別豫防の立場から言へば、望郷の念と肉親の愛情とを保持する改善見込者も、此の極 て犯罪するに至る。 罰に依る一般警戒は効力を發揮するものではない。又無賴の徒は其の放浪性と冒險心とを刺激され却て流刑を希望し す可くして質は强く作用するのが流刑の特質であり、 一般豫防的にも特別豫防的にも流刑には殆ど其の効果が無い。 其の實例は極めて多く(こ) 甚しきは「流刑處分を受くる權利 droit d'être transporté」など言 又之に勞働强制無き爲に一層植民地との關係が稀薄と成り如何なる觀點よりするも 受刑者は常に政治的革命の到來と自己の歸國の可能性とを信じて居る爲に、植民地 斯くの如きは均衡を得た健全なる刑罰たることを得ない。 一般民衆に近接した場所で執行せられぬ限り刑

受刑者自身に對する改善的効果が極めて低いことを示すものに外ならぬ。 ウェールスでは五〇パーセントに達したと言はれる(四)。前者は統刑が一般に對する警戒力を持たぬことを、 スランドは實に四八對一であり、又暴力罪の他犯罪に對する比率は英本國に於て一對八なるに對し、ニュー・サウス・ を廢止すると同時にそれが目立つて減少したとさへ言はれる(三)。又例へば英本國に於る犯罪數は人口八五〇に對し 一の割合なるに係らずニユー・サウス・ウエールス州(オーストラリヤ)のそれは一○四對一、ヴアン・デイーマン 從つて流刑は犯罪減少に役立たない。 一時最も熱心に之を實行した英國では其の期間中本國の犯罪數が上昇し、

改善の起る可能性が無い。

ire, 1928, p. 611. Criminal Science Series, 1918), p. 347; George Vidal et Joseph Magnol, Cours de droit criminel et de science pénitentia-小河滋次郎氏一監獄學一(明治二十七年) 第一〇〇頁。Cesare Lombroso, Crime, its Causes and remedies (The Modern

11 Lombroso, ibid. p. 347; Heimberger, ibid. S. 11' Mossé, Sur la transportation (discours) (Revue pénit. et de Droit crim., 1931). p. 133.

自由刑を執行する場合と同様、重かる可き者に重く輕かる可き者に輕き具體的な執行方法を採れば事足りるものであ 受刑者に輕く、然らざる者に重く作用すると言ふのも正確ではない。若し又其の様なことがあつたとしても、 は必ずしも獨り流刑の場合のみには限らない。あらゆる種類の刑罰に共通することである。流刑が一律に無賴不逞の 課することが刑罰の本質であるとしても、其の苦痛の感じ方は各受刑者の個人的條件に依り千差萬別であり、又それ な事實上の苦痛感の程度を以て、逆に刑罰の本質を定義しやうとすることには賛成し難い。假に罪責に比例した苦痛を 以上が刑事政策的見地に於る反對論の大要であるが、 先づ其の刑罰の感ぜられ方即ち箇々の受刑者に與へる具體的

又本來一般豫防の作用を刑罰に期待す可きものなりや否やの根本論に觸れて來るので、 一般豫防的効果の有無を論じることは此處では水掛論に終る虞れがある。之は、刑罰が抑に一般豫防の力を持つか、 英國に於る犯罪數の昇降は偶々それが流刑の存殷と時を同じうして起つたと言ふ丈けのことを示すに止まり、 然し刑罰に一般豫防の力があるものとすれば、 通常敢も苛酷な刑罰と考へられて居る流刑に之の無い筈はな 今は深く立入る可き場合では

罪數を決定すると言ふが如きは、到底考へ得ないことである。又流刑を希望して犯罪する者が増加すると言ふことは 因る社會事情の變化に持つものであり、決して刑罰制度の左右する所ではない。 處には兩者の因果關係を證明する何物も無い。 刑事政策の問題としては恐らくは、 刑務所入りを希望して犯罪する者がふへると言ふのと同じ程度のことであらうと 十九世紀に於る英國の犯罪問題は最も多くの關係を資本主義の發達に 況や其の刑罰中の一部たる流刑が犯

特別豫防の効果に付ては、流刑が之を持ち得るかの可能性の問題と、 過去に於て流刑が之を持つたかの事實性の問

題とを區別して考察しなければならぬ

程流刑は所期の改善的効果を擧げることに失敗しては居るが、然し果して之等の流刑は充分なる行刑的良心と賢明さ た有力な原因であつた。けれ共此の不成績はあらゆる場合當然に流刑に隨伴するものと斷することは出來ない。 確かに過去の流刑は滿足な成績を學げたものとは言ひ難い。其のことも、 英國及びロシャをして流刑を廢止せしめ

とを以て執行されたと言ひ得るであらうか。

刑としては決して良心的なものではなかつた。十九世紀に於る行刑の水準は確かに之より高いものであり、 が働いて長所を生かす餘地を失ふに至り、其の結果は明瞭である。不幸にして從來實施されて來た流刑の執行は、 るに一層悪性の强い者を收容する流刑地に於て、一層劣悪なる行刑を實施して顧みざらんか、徒らに行刑の欠點の の如きは二十世紀の今日尙之を改良することが出來ないのである。受刑者は動物的處遇を受け、設備は粗惡不備、 言ふ迄もなく犯罪者の改善は客易なことではない。國內行刑ですら決して滿足なる成績を擧げ得ないのである。 フランス

内行刑と同程度の良心を以て整備したる後-ると云ふ丈けのもので、本質的には流刑には關係の無いものである。現に英國は最初米大陸に流刑囚を送るに當り一 決して正しいことではない。之等のハンデイキャップは、 於ては過去の流刑に未だ此の評價の對象たるに足るものがない。北海道に於る我が流刑に付ても略々同様ではあるが 種の家族的な方法を採用した爲に、其處での流刑は好成績を擧げたのである。 放者を保護する機關も無かつた(五)。此の重大なるハンヂキャップを無視して、ひたすらに過去の流刑を責めるのは 教化と言ふことに付ては可成り心が碎いてあつたので、流刑受刑者の<br />
更生美談は<br />
屢々耳にすることがあつても、 に依つて附近の住民に脅威を與へたと言ふ以外には、一般的に此の受刑者が特に不良の結果を齎したと言ふことを聞 ―同一の設備と言ふには非ず 地理的關係其他の理由に因りともすれば隨伴し勝ちに成 一之を爲す可きものであり、此の意味に 流刑の改善力の評價は、せめて之を國

あ て執行されると言ふことであり、之は一面短所ではあるが、同時に又それは長所としても生かすことの出來るもので 流刑が改善的作用を營み得るかの可能性の問題に付ては、私は之を肯定し得るものと信じる。 つたと言ふことは、 今後それが如何なる構想の下に如何様に運営せられても改善的機能を發揮し得ないものである 抑々流刑が國內行刑と根本的に性質を異にする點は、 それが氣候風土を異にする遠隔地に於 過去の流刑が失敗で

先づ流刑は、受刑者に强烈な刺激を與へ其の心機に一轉を來す可能性が多い(六)。犯罪的生活を慣習とする受刑者 最早や行刑は殆ど何等の刺激をも與へない。勿論之は私達の能力不足を原因とすることでもあるが、 さ

流刑の改善力を此處に求める

20 ---

返して居る實狀は、確かに現在の自由刑が之等特殊の受刑者に對する刺戟力――反面より言へば、刑に對する受刑者 法と條件とを以て受刑を繰返させることは殆ど意味を爲さないのである。 るにても彼等が恰も其の受刑を以て一の事務と觀するかに、 諦めるものは諦めるが凡そありつける丈けのものには全部あり付いて、平穏裡に受刑を終へては又之を繰 - の鈍磨を來して居ることを示すものと言ふの外はない。されば彼等をして、此の慣れた場所で慣れた方 適當に刑務官と調子を合せつ、易々として一定の生活規

强烈な刺激は、彼等の心底に强度の精神的動搖を與へずにはおかないであらう。勿論此の動搖は善惡兩樣の結果を生 じ得るもので、 ものであり、此處に私達の改善的努力を打込み得る餘地が充分にあると考へる。 流刑は一舉にして、 直ちにそれが受刑者の改善に導かれるものではないが、 彼等を一變せる環境と全く別異な現在及び將來とに置くものである。 然し此の動揺は從前の行刑では容易に起らぬ 此の激變の齎す

ことが多いであらう。態度のはつきりすると言ふことが、教化上の重要點なることは言ふ迄もない。 重人格的な所謂要領のよい生活に依り安易に受刑することを困難ならしめ、善か惡か何れか一の態度決定を迫られる 流刑は其の性質上、 受刑者の日常生活を從來よりも遙かに困難ならしめるものである關係上、 從前の如き二

此の他にも尚、舊環境の有害不良の影響からの解放、 又前科に関する悲劇も除去することを得る(七)。 釋放後の斯たな自主的活動慾、 氣候の影響に依る鼓舞又は去

勢等の結果が流刑に期待され、 ると思ふ。現に米大陸の流刑は好結果を擧げたのであるし、又あれ程非難の多いフランスの流刑ですら、 以上の理由に依り、 流刑は其の運營方法によろしきを得るならば、私は改善的機能を發揮し得る可能性が充分に在

短期刑者 condamnés correctionnels のそれが四〇パーセントなるに對し、流刑の場合には僅々一〇パーセントに 彼の立場上當然の歸結であるが、私は、生來犯人が心身欠格者を言ふのである限り大體之に同意する に對しても國内行刑の爲し得なかつたことを流刑に依る環境の變化が爲し遂げる場合が多いと考へるのである。偶發 に對しては環境の變化が改善的効果を現はすものと現はさぬものとがある一 の變化が齎し得る改善的効果を偶發犯人に對してのみ認め、生來犯人には之を否定して流刑の無力を說く(九)。蓋し 犯率の低きことは驚く可きであり、 然も重懲役が國内で執行されて居た頃は、其の再犯率は九五パーセントであつたと報ぜられて居る(人)ので 流刑の改善力を一概に否定するのは、事實の上から言つても正しいことではない。ロンブローゾは環境 國內の長期刑務所 maisons centrales 釋放者の再犯率が五〇パーセント以上、 ーけれ共、更に生來犯人ならぬ常習犯人 心身欠格者

犯人の改善には流刑を要しないと思ふ。 傳染からも救はれるのである。 流刑の排害的効果も輕視出來ないものである。それに依つて彼等自身の將來の犯罪は勿論、 少く共右の如き排害の効果が大きいと言ふことは之を認めなければならぬ(十)。 流刑に依り國内の犯罪が植民地に轉稼されると言ふこと」、 流刑受刑者に對する人道 更に彼等に依る犯罪の

George Ives, A History of Penal Methods, 1914, p. 140 ss.; Mossé, ibid. p. 370 Gabriel Tarde, Philosophie pénale (cited in, Gillin, "Criminology and Penology, 1935" p. 270).

et Magnol, p. 612; Heimberger, S.

Lombroso, ibid. pp. 348,

23

15/61

中止す可きである。

· Vidal et Magnol, ibid. p. 610 ; Heimberger, ibid. S. 220

#### 、植民政策的

が屢々此の意味で引用される。又之は單に犯罪地が本國から植民地へ移つたと言ふ計りでなく、 民地に押し付けて、其の犠牲に於て本國のみが樂をするのは公正の道に反すると言ふのが、 の後者が受ける害惡は、 「若しこちらから英本國にガラガラ蛇 rattlesnake を送り込んだら諸君は何と言ふか」と言ふフランクリンの言葉 植民政策の上より流刑を見るとき、此處でも多くの問題に逢着するのであるが、自らの中に産み出した犯罪者を植 前者の受けるそれに比して量的にも質的にも遙かに大きいとされる。 最も强い反對論である。 對犯罪處女地として

ドニーとの富は流刑験止の直後から出來たものであり、又ニユー・カレドニヤでは流刑開始後二十數年を經でも道路 は其の肥えた牧場と自由移民の齎した羊毛貿易とに因るものであつて、受刑者の働きの爲ではなく、メルボルンとシ 一本無く、ヌメアの港は裸であり(一)、ギャナは七十五年を經過して同じく道路らしきものは無く巨費を投じた農業 も大部分失敗して居る(三)ことが舉げられる。 流刑受刑者は實際上殆ど仕事らしい仕事をせず何等植民地の開發に貢献しない。現にオーストラリヤの繁榮

形の損害は勿論其の一つであるが、土着民及び自由移民が其の釋放者と境を接して居住することを嫌惡する結果、 ★現地の繁荣を阻害する事情が發生し易く、更に釋放者の都市集中の傾向は一層之を甚しからしめる。又土地の下附 を受けて之に生業を樹つる場合たると、企業家の下に働く場合たるとを間はず、 其の三は流刑が植民地の繁榮に貢献せざるのみならず積極的に之を阻害すると爲す。犯罪の渡來激増に因る有形無 流刑の釋放者は、 一方で刑務作業、

他方で民業と競爭を演ずるに至り、兩者に少からね障害を與へる。

土地を與へても簡單に之を離れる者が極めて多く、 は六萬人を送つて、 釋放後其の地に定住し引續き開發に當らしめるとの理想は現實に於て破られると言ふのが第四の難點である。 僅かに三百人足らずの農民在留者を得たのみであると言はれて居り、ギアナは今に至るも殆ど未 又殆ど全部の者が滿足な生計を營んで居ない。アンダマンの如き

す可き點である。フランスでは流刑者は「蠅の様に死んで行く les gens y meurent comme les mouches」と迄言 氣候風土の關係上、受刑者の死亡率が國內に於るよりも遙かに多く、 到底植民地の開發が出來ないと言ふのも傾聽

はれて居る程である。

**伮て以上の如き難點は何れも流 刑の實施を考へるに 當つて起る 重要なる問題であるが、私は之を次の様に考へ度** 

50

若しも植民地に對し深刻なる害惡を與へることが不可避であれば、他に餘程さし迫つた事情の無い限り流刑の實施は 解放されて居ないから困難は無いとして、 ぼすことを避けて實施することを得れば、自ら解決することである。然し此の問題は極めて重要なものであるから、 であるが、此の點は後に流州の構造を考へる場合に述べることゝする。要するに植民地の住民に對し特段の迷惑を及 先づ犯罪者を植民地に押し付けると言ふ問題であるが、之は方法の如何に係ることである。受刑中は自由民の中に 問題は釋放及び其の後の處置に關し如何なる方法が採られるかと言ふこと

\_\_\_ 24 \_\_\_

興すことを目的として居る以上、 流刑受刑者が仕事をしないと言ふのは、流刑其の物の罪に非ずして其の管理に當つた刑務所當局の責任に歸す可き 制度の建前が受刑者を流刑地に放置して顧みないことに在ると言ふならば知らず、苟も土地を開發し産業を 敷十年を閉して尚道路一本造れないと言ふが如きは、 全體の機構を此の方面に向けなければならぬ。右の如き不結果は専ろ中央及び第 良心ある刑務官にとつては殆ど想像の出來ぬこと

線當局者の不誠意と無策とに基くものであり、特にフランスの刑務官に付ては定評がある(三)。

麥も生産出來なかつたであらう。斯る勞働力は、到底少數の自由移民の手を以て供給し得るものではなく、 力がオーストラリヤの繁榮に貢献したー リヤの開發に付て受刑者が演じた役割を全然無視して居るけれ共、 極度に利用せられたのである。又彼等が道路造り其の他の土木作業に從事したことも周知の事實であり、之等の勞働 ニーの繁榮が流刑廢止の後に來たと言ふのは、開發の結實迄に丁度其の頃迄の年月を要したと言ふことを語る以外の 然し私の見る所では、 如何に豐沃な草原が廣々と横はつて居ても、之を牧場又は耕地たらしめる勞働が欠けて居たならば、羊毛も小 植民地開發が流刑に貢献しないと言ふのはフランスのみである。ロンブロ 一勿論間接ではある、 ―ことは之を否定し得ない(四)。 彼等は勞働者として自由移民の下で働いたのであ ージは メルボルンやシド 受刑者が

後明治三十一年迄に於て受刑者の手に依り遂行された開發拓殖上の成果は、 七八里二七町、 流刑が未開地の開發に偉大の貢献をした實例は我が北海道に於るそれである(五)。 河川浚渫四二里、 建築屯田兵屋一、四七四棟及び戸長役場、 小學校其の他橋梁電線の架設、河川の 開墾五、二七六、〇〇〇坪、 明治十四年九月樺戶集治監開設 道 路 開鑿

岸工事に及んで居り、此の他に硫黄石炭等の採掘に從事して立派な成績を學げたのである。中でも北海道の中央を貫 通する有名な中央道路が彼等の手に依つて造られ、後世に至大の便宜を殘したことは特筆大書されて然る可きことで 斯くの如く私達は手近かな所に流刑の功績を發見し得るのである。

を實施すれば、斯る結果の生じることは不可避であるが、若し幸ひにして之を避けることが可能とせば、 くそれは一の杞憂に過ぎぬ。 言ふが如きは、前同様當局者の無策を示すものと言ふ可きである。 は限らぬと思ふ。此の點は後述する。特に刑務作業と民衆と、そして釋放者の職業とが三者競業の狀態を現出すると 流刑が産業的に植民地を害すると言ふのは、之又實行方法の問題であらう。 從來の歐洲諸國の實例は別として、我國の場合に於ては今後必ずしも此の點は不可能と 害するが如き地に有害な方法を以て之 言ふ迄も無

るが、 られなかつたのである。 ヤに採つた態度に比較して消極的たるを免れず、さればこそギャナでは、 も「贖罪、犯罪者の改善及び社會の保全」とされ、六)其れ以上のことは考へられて居ない。これ英國がオーストラリ と考へられる。 釋放後の定住者が少いと言ふことは、 元來其の地の開發と言ふことには餘り熱心ではなく、現にトランスポルタションの目的とされて居る所を見て 其の適例はフランスである。フランスは釋放者に土地を與へ又流刑地での結婚を獎勵したりしては居 定住者を作らんとするにはそれに相應した處置を講じなければならない。 恐らく其の國が、彼等を定住させる程の處置を採らなかつたことに基く 釋放者は實に悲慘な狀態に放置されて顧み

合には當て嵌らないと思ふ。 死亡者が非常に多いと言ふことは、之は事實であつて如何ともし難いことである。然し之は必ずしも我が國民の場 一體ョーロッパ人は北方人種であつて、 オーストラリヤの如き温帶地方は格別、

26 —

せられるものと思ふ。

刑が高き死亡率を以て答へられ、 の者も能力退化して早老を來し、マライ半島に移住せる者の如きは、二三年にして怠惰と成り企業心を失ふと迄言は は議論のある所であつて、數代にして絕滅するか或は無氣力なる「熱帶白人」を作るか何れかであると言はれ、初代 したと言ふ様な實例すら少くはない(七)。抑々北方人種たるヨーロッパ人が果して熱帶地に同化し得るや否やに付て への植民は成績不良のものが極めて多く、 それも漸く二十世紀に入つてからのことである(れ)。斯る健康上の惡條件を持つヨーロッパ人の熱帶地への流 彼等が漸次熱帶地の風土に適應し得るに至つたのは眞劍なる科學的研究に依る防疫法の進步に由るもの カレドニャの如き熱帶地方は、其の居住には適しないのである。歴史を見ても、 あらゆる點に於て蹉跌を來すことは當然である。 派遣軍又は移民にして忽ち其の五〇パーセントが死亡し、三年にして全滅 ッパ人の熱帶地

めて ン、フィリッピン等に大量の移民を送つて見事に氣候風土に堪え、白人の企て及ばざりし事業を見事に爲し遂げて居 面へ移住して大いに國威を發揚した史實は屢々私達の聞かされた所であり、 ことを意味した程之等の地方には縁故が深かつたのである。既に戰國時代からフィリッピン、佛印、 のである。グアム島木曜島に於る成功も之を雄辯に語るものである。之等を考へる時、私は南方地帶へ流刑地を求 然るに我が國の場合は如何であるか。後述する如く私は南方の熱帶地方に流刑地を求めることを提案し度いのであ 我が國民には南方人種の血が多分に傳はつて居り、古來海外に雄飛するとは主として南方熱帶地方へ進出する 決してヨーロッパ人の遭遇せるが如き悲慘なる事態を經驗することは無いと思ふのである。 現に明治以後に於ても、 ハワイ、 タイ、

/ Lombroso, ibid. p. 350.

10

' Mossé, ibid. p. 370.

Vidal et Magnol, ibid. p. 599.

、正木亮氏「行刑のユーテイリタリズムト教育主義」(刑政四六ノニ)第九頁。

五、辻敬助氏「明治年間監獄作業變遷概觀」(刑政五二ノ一)第三九頁。

火、Vidal et Magnol, ibid. p. 600, note-

、平野義太郎清野謙次氏「太平洋の民族―政治學」(昭和十七年)第二五三頁。

八、同前書第二六一頁。

九、同前書第二五五頁。

#### 財 政 的

全然質のり無き濫費であるか、そして域内行刑の経費が完全に無駄の無いものと言ひ得るかと言ふととに依つて決定 遠隔地に受刑者を運んで刑を執行すると言ふことは意外な費用の支出を要するものとされ、フランスが一九二四年エ ehwendung」と言つたことがある。其の半額の費用で、國内に立派な理想的な行刑が出來ると言ふのである(一)。 私は然し、此の程度の費用の支出が斯程迄に惜しまれることに奇異の感を抱かざるを得ぬ。 オ内閣に依り流刑の廢止を計畫したのも、此の財政的な問題を主要な動機としたと言ふことである(二)。其の經費 - ネは嘗て流刑が巨額の經費を必要とすることを指摘して、「短見な金銭浪費 eine kurzsichtige Geldvers. 刑のそれの二倍又は三倍と言はれる。フランスは最近、 年三千萬フランを超える經費を出して居る(三)。 問題は、 流刑の支出が

之が質現するものとすれば、 數倍する經費を伴つたとしても決して浪費と言ふことは出來ないであらう。 的兩面に於て容易ならぬ巨額に達する ― うとして居るのではない。 て適宜保安の處置を講ずることを賢明とするであらう。けれ共私達は、今流刑に付て斯くの如き無意味な結果を得や に要した費用は濫費である。斯る結果を招來することが不可避なものとすれば寧ろ國家は國內で、より少き費用を以 流刑が其の行刑的價値を發揮せざる場合、 ―に依る利益を受けるのである。故に、流刑所期の目的が達成せられたとすれば、それが國內行刑に 受刑者を改善して、 國家は受刑者自身の再犯に因る損害――之は被害者より國家に至る迄の精神的並に物質 -を発れ、同時に植民地の開拓 ――開拓自由民を送る爲に國家は相當の經費 即ち受刑者の改善が實現せずして犯罪が繰返される場合には確かに流刑 将來は植民者として積極的に貢献させやうとして居るのである。

出費は若し流刑地で官吏が從來の如き無爲な態度を捨てゝ作業經營の進步を圖るならば、全額の自足は或は不可能と 50 なければならぬ現狀に在る。彼等に關する限り、行刑の費用は目前の排害 處分以上の 効果を以て 酬ひられて は居な 防止に失敗して居るのである。 フランスでは年額三千萬フランの經費が惜しまれた。然し其の流刑が再犯率を僅々一〇パーセントに止めて居る一 又國內行刑の經費に付て考へるに、 即ち斯るものとしての限りに於ては其は流刑の場合に於ると同様な意味で一種の濫費と言ふ可きである。 國内のそれが四〇パーセントから九五パーセントに及んだと言ふ重大な事質を忘れて居るのである。 土地の狀況に依つては遙かに之を少額なものとすることも出來る筈である。又其の費用も必ずしも其の全部 我が國をはじめとし各國は、少く共五十パーセント又は其以上の再犯者を常に收容し 前述の如く或種の受刑者に對し改善力の鈍磨を來して居る行刑は、

て成功であつたと私は信じる。 で居ることが忘れてはならぬ。北海道に於る我が流刑は、 が行刑的なものであるとは言へない。其の中には理論上、 植民地開發費として別途に國庫が支出す可きものをも含ん 此の意味に於ても決して失敗と言ふ可きものではなく、

要するに流刑が高價なりや否やは、其の流刑が成績を擧げるかどうかに依り決定せられることであつて、單なる表

回の數字丈けを捉へて批評することは、此の方が却て「短見」である(四)。

K. Krohne, Lehrbuch der Gefängniskunde, 1889, S. 268.
Vidal et Magnol, ibid. p. 599 (note 1) ss.

|| Vidal et Magnol, ibid. p. 599 (note I)

て居らのであり、流刑實施後之が激減する點を考へるならば必ずしも著しい増額を來すものとも考へられない。 流刑の經費中最大のものは護送費であるとされる。 然し現在我國でも相當巨額のものを使つて頗る頻繁に各所間を護送し

### 二、人 道 的

流刑の人道問題は、 恐らくは誰しもが一應考へることであらう。 如何に犯罪者なればとて、 之を遠隔瘴癘の地

くい歸國を禁止するのは、非人道な處置とされるのである。

としての生を享けた者を一生を犯罪者としての生活に終らしめると言ふことは、 とするのである。 然し斯る見解は言ふ迄も無く誤解に基いて居る。 之を生かす手段が、 犯罪者の性質上嚴しからざるを得ないと言ふ丈けのことである。 流刑は決して犯罪者を棄てるものではない。 國家としての採る可き態度ではない 反對に之を生かさう あたら人

- 30 ---

之等の者に改善的効果を擧げるかと言ふことに付ては、 手術が殘酷であるとの理由を以て、之を差し控へることは人道的と言ひ得るか。流州は恰も此の場合の手術である。 定せられるならば、 の名の下に犯罪者を輕く遇することは、 犯罪者をして人生の道義を覚らしめ、之を真の人に還らしめることなくして、唯センチメンタルな小楽的な人道主義 か、又果して手術は百競百中の確實さを以て彼を救ひ得るかと言ふことには醫學上まだ進步の餘地が極めて多いのと 流刑が人道的であると考へる。 一部の犯罪者に對しては流刑は大乗的な意味に於て人道的であると考へる。 刑事政策の領域に於ても、常習犯人に對する處置として最早や流刑以外の方法が無いか、又流刑が實際に於て 人道問題に付ては此の點が問題として残されて居るけれ共、 私は敢て反問し度い。手術に依つて其の生命を救ひ得る重症者に對し、彼が手術を恐れるか又は 理性ある國家の爲し得る所ではないのである。 今後尚多くの研究と經驗とに依り教へられなければならぬ。 少く共私は手術が人道的であると同じ意味に於て 唯、救ひは最早や手術以外に無い 流刑が人道主義の名の下に否

〇、一九九人即ち七三パーセントは三犯以上の者である。一度び受刑し重ねで入所し、よしそれが刑務官の無力が手傳 昭和十五年中の新入受刑者總數二六、七六三人中、 と手敷とを惜しまずして幾度と無く同じ處置を入念に繰返して行くのであるか。我國の統計が示す所を見てもへこ 所謂眞人間と成ることを肯んぜざる者に對し、 つたにもせよ、未だそれで改悛し得ざる者の敷が實に年一萬を越えて居ると言ふ事實は、 體常習犯人に對する國家の現在の態度は、 何政に國家は無効ー 不當に寬大ではないであらうか。何時迄も國家に對する反抗を改めず 一四、四九一人即ち五四パーセントが累犯者であり、 或は少く共著しく困難 刑政の根本策に深刻なる考 累犯者中の一

な力の強化とは論理上別なことである。事實としては流刑が物理的な强い力として働くでもあらう。然し私が流刑に とか不自由とか言ふことは、 は却て流刑が人道的であると言ひ度い。然し此處に言ふ「より强き手段」に付ては誤解なきを要する。それは物理的 犯を繰返すことを避けしめることが、真に之を熱愛し其の保護を考へる所以なのではあるまいか。此の意味に於て私 法が現實に於て効果で表はさぬ以上、國家としては何等かの之に代るより强き手段を考慮して、彼等が四犯を重ね五 「より强き力」としての作用を期待す 然し現在常習犯人に對して採る態度は、 慮を要することではあるまいか(二)。國家が其の國民の最後の一人迄をも熱愛し其の保護を考へると言ふのはよし。 其自身としては求められては居ないのである。 一勿論それが行刑的効果を學げる場合もあり得可く、 のは前述の如き環境と生活條件との變化であつて、暑いとか寒いとか淋しい 真に彼等に對する熱愛と保護とを實践するものと言ひ得るや否や。 そのかることを喜ばぬ理由はな

既に十九世紀とも同日の談では無く成つて居る。距離に闘する限り流刑の觀念は今日著しく內容を變へなければなら 差異のあることは前に述べた。遠隔と言つても相對的な問題であり、<br />
交通通信機闘の著しき發達を遂げた今日では、 ないが、假に之を熱帶地方に求めるとして、ヨーロッパ人の熱帯地に對する生活力と我が日本人のそれとには著しき ぬ。今日誰か北海道を流刑地と考へ得るであらう。 流刑は決して言ふが如き遠隔瘴癘の地に漫然党刑者を棄てるも、ではない。土地の條件は充分考慮しなければなら

漫然と受刑者を棄て「顧みないのではなく、 此處で最後の改善的努力を試みやうとするものであることも、

-- 33

人道上の問題としてデリケートなものを含み、 其の適用方法に付て細心の注意を必要とすること

は事質であるか、其の方法の如何に係らずあらゆる場合に必然的に非人道であるとするのは誤りである

一、大日本帝國司法省「第四十二行刑統計年報」第九五頁。

四

六犯以上の者が實に三、四一四人、全新入受刑者の一三パーセントを占めて居るo(前揚書第九五頁)o

٥

以上に於て流刑を堤唱する根據を述べたから、次に、 斯る根據に基く新しき流刑の構造の素描を試みること」

3

#### 、場所

幸ひにして大東亞戰爭勃發後の大戰果に依り、恐らく將來流刑の施行地に充て得る場所が出來て居ること、考へる。 出來得れば之を二つ持ち度い。一は受刑者に他は釋放者に之を充てる。 理想としては私は、無人の孤島がよいと思ふ。然し開拓に値する丈けの面積及び土地的な條件のあることを要する。 先づ流刑の實施に當り問題と成るものは其の場所である。 我國は從來其の適當なる場所を有しなかつたこ。然し

孤島と言つても不毛の孤島では、單に受刑者を其處に流すと言ふ結果を得るのみで、 孤島が理想的である理由は多く説明を要しないであらう。住民と境を接するか又は同一島內の近距離に住民が居る 住民自身に一種の不安を感ぜしめるのみならず受刑者に不良行為の誘惑を與へ易いからである。然し如何に 流刑の價値は零と成るから、

圏を作つて居住させることが適當であると考へられるので、無人の孤島が理想とされるのである。 可きものと考へるので、其の爲に更に一つの場所が必要である。之も、現地住民との關係上、之と離れた別箇の生活 極的に開拓の價値を持つたものでなければならぬ。 而して私は後述の如く釋放者は之を現地に定住せしめる制度とす

しかも此の中ジャヴァ一島に約五千萬、フィリッピンに千六百萬の住民が集中して居るのであるから、其の他の島の ることは出來ない。若しそれの得られぬ場合には(三)同一の島內に於て可及的遠距離をとつて受刑地及び釋放者居住 言ふ氣がするのである。然し之は理論の問題ではなく事質のそれであるから、當然斯る理想の島があるものと豫定す を有する大小種々の島が實に數千に及んで居る由であり、之に對して住民の數は僅かに八千數百萬を數へるに過ぎず 地を設定しなければならぬ。 人口稀薄なること驚く可きてあり、 右の様な希望は或は單に希望として終るかも知れない。然し南洋方面に於る我が占領地帶には、淡路島以上の面積 此の數千の島の中から二箇や三筒の無人島を得ることは必ずしも困難ではないと

極力發展を阻止したからである。氣候の如きは、 に至っても蒙古や滿洲に比較する時は却て凌ぎ易いとされる(三)。 る。從來此の地帶への發展が思はしくなかつたのは、風土が日本人へ不適當なのではなく、先方の政府が我を恐れて 法に付ては未だ殆ど科學的研究を積んで居ないにも係らず、熱帶地の居住に付ては殆ど失敗の經驗を持たないのであ 氣候風土に關する杞憂に付ては、 ーロッパ人ですら、熱心なる科學的研究を續けた結果漸く熱帶地に居住し得るに至つて居る。我が國民は居住方 前に述べた如く我が國民にとり左程大きな問題を提供しないと思ふ。北方民族た 之等の島が海洋の中に在る為に沿岸地震は概して良好であり、

<del>-</del> 34 <del>-</del>

犯罪するかどうかと言ふ點である。

此の意味で私は常習犯人を對象に選ぶ。

然し共の常智性を何に依つて判斷するかと言ふことは必ずしも容易ではない。

近時犯罪者に對する綜合的、

を此の地で生活せしめられる彼等の爲に、極力衞生其の他の科學 的處置に付き 萬全を期しなければならぬ ことは言 ふ迄もない。 然し何と言つても炎暑の地であり又マラリヤ共の他の風土病のあることは事實であるから、 一生又は極めて長年月

一、正木博士の言葉を引用しやらっ「今我が國には流刑に充つべき大植民地がない。然し今後の情勢に從ひ、 展の必要に迫られ、そこに文化を扶植せねばならのときに於て吾人は流刑によるの開拓を夢として笑ふことが出 來るであら らか」(「汎論」第三三五頁)。其の時期が今倒來して居るのではあるまいか。 わが國が植民的發

比較的故障の少い場所で或島の住民を他に轉住せしめることに依り無人の鳥を作り得るかも知れな

三、南洋團體聯合會編「昭和十七年太平洋年鑑」第三九頁。

とに依り將來の犯罪を不能ならしめることを第三の目的とする。 ち未だ改善困難ならざる者に對する悪感化の防止が其の二、而して不幸之を改善し得ざる場合には隔離を徹底するこ 如何なるものを流刑の對象とす可きか。これ頗る重要なる問題であつて、今後の慎重なる研究を必要とするであら 私は結論としては常習犯人を其の對象とす可きものと考へる。之を改善することが第一の目的であり、

島地に發遣す可きものとしたが、此の二つの刑は其の重さに於て死刑に次ぎ重懲役の上に在る。フランス現行制度で い刑罰とされて居たのに由るものであらう。我國でももとよりさうであるが、明治十三年の刑法でも徒刑と流刑とを 從來行はれて來た流刑では、其の對象としては漫然とし所謂重罪犯人を選んだ。之は古來追放と言ふことが最も重

ンも亦同じ思想の現はれである。唯特異の制度として注目す可きものは其のルレガションである。 トランスポルタションは重懲役受刑者を之に處するのであるから右と同様であり、 政治犯に課するデポルタショ

を以て直ちに流刑に處す可きものとし、又常習犯人以外の者を流刑にすることは必要ではないと思ふ。 はじめて流刑地に於て執行せられると言ふ點に於て、未だ徹底せぬものがある。私は常習犯人を常習犯人たるの理由 が適用されるのではなく、一先づ本來の刑を國内に於て執行したる後、其の補充刑 peine complémentaire として レガションは、累犯者を累犯者たるの直接の理由を以て流刑に處する唯一の立法例である。然し之とても即時之

犯罪者を遇するに當り考慮しなければならない點は、 度な緊急性を持つ場合は格別、然らざる限りは國內に於て執行し釋放することが常道である。私は我國の現狀に在つ き刑に處せられた者であつても、それが未だ犯罪の常習性を持つに至らぬ者である場合には、之を國内の行刑に委ね 處す可きである。如何に重罪犯人とは言へ、國内の行刑が改善し得る者を迄海外に送ることは、植民目的が極めて高 植民目的が重要であるとは考へるけれ共、それが刑罰目的を壓迫する程度に迄は至つて居ないと思ふ。 輕徴なる犯罪に依り輕き刑の判決ありたる場合でも、彼が常習犯人たることが明かである場合には之を流刑に 流刑對象者の標準を其の改善性に求め度い。前述した様に、流刑に依らざれば改善し難き者を流刑に處する 此の場合少く共論理的には、犯罪の輕重、刑期の長短と言ふことは關係が無い。從つて重き罪に依り重 彼が何の程度の犯罪をしたかと言ふことではなく、彼が將來又

-- 37 ---

結局此のフランスと大同小異の方法を採る外はないと考へるけれ共、精密なる結論は尚今後の研究を俟たなければな 。對してルレガションが言渡されることに成つて居る(四)。累犯の形式から逆に犯罪者の人格を決定して行くとすれば き定むる一定回數 て一、累犯としての一般的要件を具備すること、 ことは明かである。唯然し現状の下に於ては之に頼るの外はないのである(三)。フランスのルレガションは此の點に付 るの外はない。勿論常習犯人なる事實問題と累犯なる法律的評價とは別簡のものであるから、 人格研究が眞劍に行はれて居るけれ共、未だ以て確實に之を敎へ得る迄には至つて居ない(一)。又社會的豫後の研究 其の將來は更に遠い彼岸に在る、三つ。結局現在に於ては常習犯人は之を累犯なる一定の形式を以て把握す 二回、 三囘、 四囘及び七囘と各場合に依り異る)の有罪判決を受けたることを要件として、之に 二、受刑期間を除きたる在社會期間十年内に法律が各罪及び刑に付 此の方法が不完全なる

何れにしても流州の前提としての常習性の決定は、惹いては受刑者本人將來の生活に一大影響を與へるものであるか 十五年中の新入者中三、四一四人が六犯以上であり、此の六犯以上の者は殆ど例外なく常習犯人であると認定しても誤 て組織せる一の委員會を作り、 りではない。そして将來常習性の把握が次第に確實さを增して來るに伴つて、其の對象の範圍を擴張す可きである。 私はさし當り、六犯以上の者は全部之を流刑地に送ること」しては如何かと考へる。前掲統計の示す所に依れば昭和 其の手續には極力慎重を期す可きであり、 之を裁判所又は檢事局に設置す可きである(五)。 檢事又は裁判官の諮問的機關として専門の科學者及び關係實務家を以

細かい問題ではあるが、流刑の對象者は男子のみに限局す可く、又少年及び老人は之を除外しなければならぬ。

を以て其の條件を制限的に列撃す可く、行政權の自由裁量を許す可きではない。 害の起ざらる範圍内に於て、家庭上其の他特別の事情ある場合は除外例を設けてよいと思ふ。但し之は法律又は命令

1 Louis Vervaeck, Gibt es Anhaltspunkte für die Unverbesserlichkeit des 449. ヴェルヴェックですら之を不可能として居ることに注目しなければならね。 Verbrechers? (Monatsschrift, 25. Jhrg., 8/911ft.),

二、日沖憲郎氏「社會的錄後」(刑政五三ノ一二)第二八頁。

三、木村龜二氏「刑事政策の諸問題」(昭和八年)第二六六頁以下。

豆' Vidal et Magnol, ibid. p. 448 ss.

フランスでは移送委員會が慎重に審査したる上、流刑地での處遇方針を決定すること、して居る (Mossé,

p. 353)

#### 八方 法

以ではないであらうか。 るかの點である。フランスはトランスポルタションとデポルタションとは共に其の全部を現地で執行し、ルレガショ 最初の多少の準備期間を置くの外、 方法に對して疑ひを持つものである。蓋し流刑の如き受刑者の心身及び將來の生活に一大革命を惹起するが如き刑は ンは國内で本刑の執行を終りたる後受刑者を現地に送りはじめて其處で執行すること」して居るが、 先づ之に付き問題と成るのは、行刑の全部を流刑地に於て執行す可きか、或は其の一部を國內で執行することにす 此處に言ふ方法とは、 現地到着に依つて受ける精神的肉體的動脈は、刑執行の中途に於て之を經驗せしめると 如何なる刑罰的及び行政的の制度を以て受刑者を流刑地に送るかと言ふことである。 寧ろ當初より現地に於て之を執行することが、受刑者の精神狀態を落付かせる所 私は其の後者の

\_\_\_ 39 -

香正図書館所蔵

處遇も一貫して統一的に行ふことを得る。此の意味で私は寧ろフランスのトランスポルタションの行き方を採り度い 條件との中での受刑者の行刑成績を基礎として處遇を進めて行くことが合目的的であると考へられる。終局に於て送 懲役の執行方法 前述の如くフランスは近年トランスポルタションを廢止したけれ共、それは受刑者の送り方の問題からではなく、 られるものとすれば、受刑者自身としても中途半端の時期に送られるより寧ろ當初より送られる方を望むであらう。 の者が善く成つたりすることは、 て戸迷ひせしめ、又受刑者自身にも餘計な波瀾を起すことであるから、寧ろ最初より現地に送り、其の現地の環境と 漸進的な行刑處遇の進行を中斷せしめる處れがある。善いと思つて居た受刑者が悪く成るとか、 其の點に意味があるものと解する(一)。 -重懲役は、以後、國內に於て獨居拘禁を以て執行すること、成つた 相當あり得ること、思ふ。之等は何れの場合に於ても、處遇の衝に當る刑務官をし 一のそれから出た改革であ 又反對に悪い筈

であつた爲であり、 のと化する虞れがある。故に、其の中間的處遇は等しく現地に於て行ふ時はじめて其の價値を發揮することを得るで に之を現地に送ると言ふことは、一見累進處遇の理想に合致するかの如くであるが、國內と著しく氣候風土の異る場 あらう。フィリッピンがイワヒグに實行した中間的處遇の成功したのは、それが同一の氣候風土を有するパラワン島 所に釋放する者の處遇は終始同一の條件を持つた現地で執行しなければ、折角の中間的處遇も木に竹を繼いだ様なも める目的を以て、國內に於て大部分の刑を執行し、一定の改善度に達したる者を其の釋放前の半自由的處遇を行ふ爲 同様の意味に於て私は、 中間的處遇が單に其物として無條件に成果を齎したものではない。 流刑を中間的處遇として用ひることにも賛成することを得ぬ。釋放後に植民地に定住せし

れることを必要とする。 其の刑期は理論上不定期たる可きである。又釋放者が一定の場所に終身又は長期間共同に生活することを考へるなら て全然意味を爲さぬのみではなく却て有害の結果を招來することは明かである。 刑期は可严的長期に亙るものたるを要する。一年や二年の刑期では、移送の所要期間などを考慮するとき、 方法の問題に關連して考慮を要するものに刑期の問題がある。 其の社會の平和と言ふ觀點からも、 斯くて流刑には不定期刑が最善と考へるのであるが、若しそれが不可能なる場合には(二)、 受刑者が改善を待たずして早期に釋放されると言ふが如き機構は極力避けら 流刑は受刑者に對する最後の改善的措置であるから

一、Mossé, Les prisons, p. 375·

二、遠隔孤立の流刑地に於て不定期刑特に其の絶對的なるものを實施すると云ふことには可成りの危険があることは否めな 意味で或は不定期刑の實現は困難であらうか。

#### 一、處

宜の移送刑務所に集禁し、 農業指導を主體とせる農民道場的な行的訓練を加へるのである。之は判決確定と同時に受刑者を豫め指定した便 入所後速かに現地移送の手續をとられる可きであるが、 其の訓練は、 其處で二三ヶ月乃至五六ヶ月の訓練を行ふことゝする。然る上で現地に移送する 現地に關する概括的知識の注入、各自の今後の生活に關する心構えの訓戒を行ふと共 其の移送に先立ち先づ之に多少の豫備的訓練を行

地での處遇に付ては、 先づ作業は農業とする。故に、 我が流刑は農民を作ることを目標として居るとも言ひ得

喬正図書館所蔵

第に農事専門に後頭するに至つたが、それでも山間僻地の我が農民は最近に至る迄農事以外の各種の技能を或程度習 從つて釋放後も農民としての生活に入らしむ可きであると思ふ。然し同じく農業と言つても遠隔不便の地で孤立せる 工たる可く鍛冶屋たる可く、 生活を管むのであるから、 の絶滅に好成績を出して居るのも農業の爲であるとされる。斯る意味で、私は我が流刑は作業として農業を選ぶ可く り、私は専ら農業的開拓に集中す可きだと考へる。之を質例に徴するもギャナが農業開拓に失敗したのみでー て其の失敗の理由は前述した――ロシャのシベリヤ流刑は農業にのみ成功し、フィリッピンのイワヒグの成功は農場 外部との接觸が比較的多いこと」、作業其物の性質よりして農業により多く改善的作用を期待し得ること」に依 作業の性質上受刑者の改善に農業が適當なること、 特に農業とし又之に限る理由は、現地の開發は農業のそれを待つものが多いこと、從つて其の適地に豐富なるこ 利點がある爲である。 インドが農業植民地 Criminal Tribes Settlement に依り其の國の癌たる犯罪族 流刑受刑者に對する準備的訓練には、此の種の訓練も併せて行ふ可きてある。 國内に於る現在の農民生活をモデルとして訓練を行つてはならぬ。彼等は或程度に於て大 又簡單な保健助手でなければならぬへ一つ。近時文化が開けて分業が徹底した爲農民は次 工業、鑛業、漁業特に後二者の如き現地で施行し得る可能性はあると考へられるけれ 及び農業は他の種類の作業に比較し外部との接觸を少くし得 criminal tribes 一而し

て妥協的な處遇法を採らんとするのであるが、 の責任観念に立脚せる眞面目なそれである可きことは言ふ迄も無い。人はともすれば此の種の行刑の特殊性に藉口し 累進處遇が受刑者處遇の基幹たる可きこと、而してそれが決して所謂優遇本位の處遇法に非ずして、 各場合に於る特殊條件に必然不可避的な制約を受くる場合は格別、

喫煙を許す實例があるけれ共、私は之に反對である。妻との同居も受刑中は許可す可きではない。日常の生活樣式は 精神を助長せしむるのみであつて、 らずして殊更に受刑者の意を迎へんとして、不必要なる一般的處遇の緩和を行ふが如きは徒らに受刑者の安易怠惰の 半面に於ては其の地に對する定着性を失ひ植民政策の成功を困難とならしめる。其の地の生活様式に同化しないこと を要する。何れの地に行つても内地同様の生活を送らうとすることは、 て定住者たるの決心と計畫とを持たせる様に仕向ける爲に、成る可く現地に適した衣食住の方法に馴致せしめること 土地の關係上必然的に簡素なものと成るが(二)、受刑者今後の生活を考へて、一時的渡り者の觀念を徹底的に拂拭し は趣を異にするものが多く現はれること、思ふ。 は又其の健康と潑溂たる精神力とを失はしめるのである。 流刑の眞劍さと教化的作用とが失はれる虞れがある。外國には流刑受刑者に飲酒 此の意味に於て流刑の具體的な處遇方法には國内のそれと 私達日本人の美點ではあるかも知れないが、

43 ---

然し之はともすれば受刑者の生活に潤ほひを與へないものと成る處れがあるから、 之は遠く故國を離れた者の心とたましひとを荒ませない點から言つても必要なことである。 又成る可く受刑者に共の心を打込める様な趣味を涵養することも、 諸種の慰安的設備に付ては充分 特に考慮しなければなら

一、芙城縣内原の訓練所では、現に北滿入殖農民の訓練に本來の農事以外のことも教習して居る。 灸のそれの 如き特に興味が

二、流刑地が南洋方面たる限り其處での衣食住ー 此の點から見ても流刑が巨額の出費を要すると言ふことが必ずしも真ではないことが解るの -少く共衣と住ー ーは國内のそれに比し少額を以て足りるこ とは明かである。

香下図書館所蔵

### 、釋放後の生活

制限を受けると言ふ點に在る。 流刑の本質は單に刑の執行が國外で爲されると言ふのみではなく、其の終了後も釋放者が同じく外地に於て居住の 勿論我國も此の建前を採らなければならない。

むる所によればトランスポルタション受刑者にして、 無期で恩赦に依るの外歸國は不可能であつたが、フランスは有期限居住 doublage なるものを認めて居る。 次其の養務を減免する(一)。居住義務の年限であるが、 一期間を流刑地に居住する義務を負ふのみである。 共に不適當である。釋放者 遙かに離れた地に廣大なる面積を用意する必要がある。何れにしても受刑者と近接することも住民と隣り合ふことも 居住の有無は現地駐在の官吏之を定期に呼出して調査をすることいし、 前述の如く釋放者の爲には獨立した無住未開發の一島が割愛さる可く、 -勿論假釋放も許す――は此處に定住の義務を負ふ。 刑期八年未滿の重懲役宣告を受けたる者は、其の宣告刑期と同 私は之を無期とする必要はないと思ふ。從來の實例の多くは 釋放後の經過年數又は本人の成績に依り漸 其の違反は處罰の原因と成る。 さもなければ一般住民とは

ぶふときは、恐らく流刑は改善的機能の大半を失ふことであらう。それ程私達日本人の心にとつては故國の人と土と れは遠い将來に實現するとしても一 對する愛着心が熾烈であり、 彼等は必ずしも現實に故國に歸らなくてもよい。 原則として永久に犯罪者を國内に歸らじめないと言ふ處置は適當ではないと思ふ。我が日本人は特に故國に 此の望郷心が私達の心中に斷えず日本人たるの意識を喚起し自重緊張を與へる ーを持たせることを以て足りるのである。 唯其の可能性を與へ歸らうとすれば歸れるとの希望 此の希望を全然受刑者及び釋放者から のであ

か尊いのである。

認めるのである。之は彼等の望郷心を尊重する見地からばかりではなく結婚其の他家事整理等の爲に必要有益である 考へなければならぬ。特に善良な條件を具へたる者に對しては、居住制限の期間中に於て、期限を定めて歸域旅行を であるから、本人の希望を待つて初めて實現することである。之に關連して休暇(一時的內地旅行の許可)のことを したりと認められる者には、其の居住制限を解き歸國又は他地への移轉を認めること、す可きである。勿論之は許可 るから之を差控えるけれ共、 然らば居住の義務は如何にして免除するか。之を具體的な年數を以て述べることは未だ實證的根據無き机上論と成 一定の條件の下に許可す可きである。 要するに相當期間を經過したる後に於ては善行者にして最早や其の犯罪性を完全に喪失

る。家族の數を考慮して土地の面積を定めると云ふフランスの方法は後述の如く妻帶を奨勵する關係上適當ではない 企圖も不成功に終つたが(一)、今回は其の原因の大部分を欠いて居っから、 釋放者に對し一定の土地と住居とを與へて之を開拓せしめることは當初からの豫定である。北海道では折角の此の 土地は釋放者の精神に與へる影響を考慮して有償とするがよい。但し其の價格は名目的のもので足り 其の土地の處分權は居住制限の期間中は之を認めざるを可とする。 指導監督者に人を得さへすれば此の虞れ

して明かだからである、 フランズのデボルタション受刑者の如き生活は之を許せぬとしても、 妻帶は積極的に之を奬勵しなければならぬ。釋放者の氣持を落付け和げて、 此處に家庭生活を營んでこそ、 初めて彼等も定住者としての氣持に徹底することであらう。 受刑中の結婚― 仕事の能率を上げさせることは言はず 法律行爲としての

いか る可き問題ではあるが、 ある。結婚に付て考ふ可きは現地住民との雑婚を許す可きや否やの問題である。之は勿論國策の如何に依り決定せら り農業に從事し得ざる者の爲には適當に考慮しなければならぬ よいと思ふ。 あらゆる便宜と助力とを與へて奨勵す可きである。 家族の爲の託兒所、學校、病院等の施設を要することは言ふ迄もない。釋放者一 私は、 特に常習犯人としての前歴を持つ者と原住民との結婚は禁止とするこがよいのではな 釋放者中家族ある者と然らざる者とは居住區域を別箇にした方が - 又は家族を斯る施設の使用人とすることも可能で ー健康などの理由によ

一、東邦彦氏「開拓史上の北海道集治監獄」(刑政第五十三卷第二號)第二二四頁。

五

て考慮の價値の大きいものであることを信じるので、敢て通説に反して此の提言をしたのである。 と化する危險を多分に含むものである。私は唯、今日最大最困難とされる所の常習犯人への對策に付き、 盲信する程樂觀論者でもない。それは强い良心と高度の熱意とを持つた刑務官の手にかからぬ限り忽ちにして惡制度 私は流刑を以て最良の制度なりとするものでは決してない。さしあたり、他にそれ以上のものを考へ出せないと云 又問題として觸れたものに付ても詳細な檢討を要するものが多いが、それ等は總べて後日の機會に讓り度い。 以上を以て本稿は一應之を終へること、する。 しかもそれは一定の常習犯人に對して丈けのことである。又それが當然無條件に良結果を擧げるものと 右の外にも尚現地職員の問題釋放後の保護の具體的問題が残つて居 而して此の流刑に 流刑が極め

けられて居るのである。假に實施するとしてもそれは自ら一定の時期がある。 れて居るから今之を他に移すなど思ひもよらぬことである。 の解決には充分なる研究と、 定期刑が考へられて居るのと同じ意味に於てどある。 於て私は堂習犯人を改善せんとするのであつて、 立法的行政的準備を必要とすることであるし、尚國内の受刑者は目下軍需作業に忙殺さ 之を放逐しやうと考へて居るのではない。それは常習犯人に對し不 又今直ちに之を實行に移す可しとするのでもない。此の大問題 況や南方は現に作戦中であつて、 すべてが其の遂行に向

本稿の議論の如きは一場の夢と化することは言ふ迄も無い。 刑が犯罪者の改善に役立たず、 刑事政策問題に付き改めて世の關心を喚起し度いと思ふのである。 ては、世界何れの國も有しなかつた最良の條件を持つに至つたのであるから、此の機會に、 けれ共既に明かなる如く、 流刑は數箇の基本的條件の許容を前提として初めて成立し得るのである。 植民政策上利する所も無く、 但し地理的にも民族的にも、 更に適當なる流刑地が存在しないと言ふことに成れば、 我國は今や流刑の施行に付 古くして實は新しい此の されば若し流

#### h 7 ス ア クィ ナ ス 0 刑 罰 思 想

作

リック最大の神學者トマス・アクィナスにこれが回答を求むることとしやう。 疑問に對する答も時代により、 らうか。それとも或る限度に於ては許容せられるものであらうか。更に、これを許すとせば其の根據如何。これ等の とする者には、上衣を取らせよ」と。キリスト教よりするときは、 新約聖書マタイ傳第五章第三十八節以下にいふ『目には目を、齒には齒を、と云へることあるを汝ら聞けり。 思しき者に抵抗ふな。 宗派により、人によりて自から異るものがあるのであらう。ここには専ら中世カト 人もし汝の右の頰をうたば、左をも向けよ。 刑を科すべてとは、 はたして許されざるものであ なんぢを訟へて下衣を取らん

であつた(三)。五歳にして近郊の修道院モンテ・カッシノに送られ十一歳まで 初等教育を受けた。一二三九年、 累代の本城ロッカ・シッカに生れた。父はアクィノ伯爵ランドゥルフ、 は修道院を出て自由科目を修めんとしてナポリに轉じたが、同地に於てドミニコ教團に入り、 ーに赴き同教團の碩學アルベルトゥス・マグヌス (一九三—一二八〇)の門に入つた。 一二四八年、 ス・アクィナスは「一」(二、西暦一二二四年の暮へ一説には一二二五年の初頭)、伊太利ナポリの近在、 母はナポリのテアテ伯爵家の出であるテオドラ ついで一二四五年パ 巴里總會は、 アクイノ伯

由及び勞働の義務といふことに關しパリー大學と教團との間に激しい論爭が鬪はされ、トマスは教團より選ばれて教 びパリーの地を踏むこととなり、はじめて大學に於ける教授としての活動を開始することとなつた。然るに說欽の自 皇の御前で討論を行ふこととなった。 舍に移ることとなり、精勵研鑽の四年をこの地に送つたのである。一二五二年、 獨逸地方教團大學をケルンに創設すべきことを議決し、その遂行をアルベルトゥスに委囑したので、 この事のつて以来、 彼の名聲は大いに擧り其の權威は普く世の承認することと トマスは、教團より派遣せられて再 トマスも亦新學

生活も一二七四年教皇グレゴリ十世の命により、 八年、三たびパリーに到り教壇に立つたが、この一二六八年より一二七二年の間は彼の一生に於ける學的活動の高潮 期にあたり、 た。しかし、 その後、 一二七二年、 一二五九年、 彼のこの公議會への旅立ちは同時に死への旅立ちであつた。即ち、ナポリの修道院を出でてローマに入 俄に悪寒を覺えテルラチナなるシトー派の修道院フォッサ・ヌオヴァに入つたか病むこと數句 あくまでも一介の教團員として止まり無官の精神的指導者として活動したのであつた。ついで、 文筆的創作に於ても、 教團長老等の要請によつて祖國伊太利のナポリに歸郷することとなつたが、このナポリに於ける パリーを去つて暫くの間、或は教皇ウルバノ四世に近侍し、 一二七四年三月七日である。 結實の豐かな期間であり、神學上の論争に於ても華かな勝利にかがやく數年であ リョンの第二公議會へ出席することによりて終りを告ぐるにいたつ 或はローマをはじめ伊太利諸都 忽馬として

スの計一度傳はるや、 基督教諸國は全世界を擧げて衷心之を追悼した。 就平、 巴里大學は「學界の輝しき頭 世を去るにいたつた。時に、

八〇年トマスをカトリック教會諸校の守護者と宣したりしたことによつても之を證することが出來やうへか、へもい。 威に基きて回勅レールム・ノヴールム(五)を發布し、勞働問題に對する雑馬教會の立場を明かにしたり、 を以てして明かである。更に、後世、教皇レオ十三世が、 ため教義の建て直しを策したトレントの宗教會議に於て、中央の机上に聖書と共に載せられてゐたと傳へられる一事 『神學大全』(Summa Theologica)が、近世の初めルツター主義の浸潤によつて脅かされた羅馬教會が之と對抗する 其他の榮譽ある諡號を追贈し、この偉人の徳を頒した』(四)。また、彼の業蹟が如何に偉大であつたかは、その主著 教皇ョハネ二十二世はトマスを聖徒の列に加へ、十六世紀以後、羅馬教會は Doctor Ecclesiae, Doctor Angelicus 腦」の喪夫を悲み、また、恩師大アルベルトスは出藍の譽高きその偉大なる愛弟子の早世を敷いた。十四世紀において 或はレオ版トマス全集の出版を企てたり、或はトマスの權 或は一八

- ス(昭和十二年)はトマス・アクサナスとし、 トマス・アクィナスは英語では Thomas Aquinas 獨語では Thomas von Aquin od. Aquino 佛語では Thomas d'Aquin わが國では、福田徳三、厚生經濟研究(昭和五年)第二七頁はトマソ、ダクヰノとし、 グラープマン著聖トマス・アクィナスその人 と思想 (昭和十 六年)はト マス・アクイナスとする。 カトリック第一一卷第四號(昭和六年)はトーマス・アクィナスとする。之に對し 上田辰之助、トマス・アクキナ 最後のものに從
- ク』第一一巻第四號第二一二頁以下参照。 トマス・アクィナスその人と思想(昭和十六年)第三頁以下、高阪筆吉、聖トーマス・アクィナスの生涯(昭和六年)『カトリッ (二) トマスの生涯については、上田辰之助、 但し、 トマス・アクサナス(昭和十二年)第一頁以下、高桑純夫、グラー これ等には互に若干の異同があるが、 本稿は主として高桑氏のそれに從つ
- (=) ŀ マスの兩親の系圖については、上田辰之助、トマス・アクチナス第九頁参照で

上田辰之助、トマス・アクキナス第二五頁以下。

上智大學譯、カトリック的社會秩序改新策(昭和六年)参照。倘ほ、小林珍雄、聖トーマス及びレールム・ノヴァー

ムに於ける私有財産の基礎づけ(昭和六年)カトリック第一一卷第四號參照。

歐洲哲學思潮の發展におけるトマスの地位については、上田辰之助、トマス・アクキナス第二八頁以下參照。

トマスの主要著作目錄については、カトリック第一一卷第四號第二〇七頁以下、高桑純夫、グラープマン聖トマス・ア

クィナス第二七頁以下参照。

る人人のみが群居的集團の部分をなすことである。蓋し、もし、 るは共によき生活を營むためであるが、それには各人が單獨に生活したのでは達し得ないからである。 ある。トマス日く『群居する民衆の目的は徳に從ひ生活することに在るやうに思はれる。何故ならば、 都市の最終目的は超自然的公益といふことである。ここに超自然的公益とは、 む一家族内に、また生活資料のすべてについては完全社會たる都市においてそれぞれ得られる』と(四)。 料自足すべきこと必要である。或る種の生活充足、例へば子孫の繁殖、及び養育等の自然的行爲其他は之を一家に住 棲すること其の性情に合するのであるが、たとひ離群索居するとしても、多數のものとの交はり全く、從つて生活資 せしめたのであつた(三)。從つて、彼は、都市を完全なる社會と看てゐる。曰く『人間は生活資料に自足せざるを以て群 馬教皇の權勢の類ひなき盛時であつた合一。而して、新興の都市は漸く發達し、この中から中世文化を生成せしめ發展 たとしたならば、諸動物及び奴隷もまた市民的集合の一部分といふとととなるであらう。もし、また、それが富を獲 トマスの社會思想、 されば徳の生活は人間集合の目的である。いまこの事實の徴候はよく生活することにより相互に相通ず 國家思想、法律思想乃至刑罰思想も亦時勢の産物である(一)。彼の時代、 人間が自己のためのみに生活することが適當であつ 人間界を超越する公益、 即ち第十三世紀は羅 いまよき生活 即ち神の謂で 人人の群居す かくの如き

のために同一の統治の下に支配さるる人人のみが一つの集團の下に算へらるるを吾人が見るやうに、然るに人間は德 得するためであつたならば、同時に商賣するすべての人は同一都市國家に屬することとなるであらう。恰もよき生活 集團に向つて存するを要する。されば群居的集團の最終目的は徳に從ひ生活することではなく、徳の生活を通じて神 の觀照に到達するに在る』と(五)。又、國家目的についても『國民の道徳生活が國家の直接・問有な、しかも一般的 有することを意味する。換言すれば、それは個々人間のみならず、また社會に對して神の求むる目的なのである。故 かし之を以て目的秩序の終結點、即ち人類の最高・最終なる目的が與へられたわけではない。之の最高・最終目的は る』としてゐる(六)。從つて、國家絕對主義はトマスの體系には適合しない。『國家は神の命令に依存し、且、國家權力 體の最高・最終の目的は、單に道德的生活に在るばかりではなく、結局は永遠なる神の所有を達成するに存してゐ に國家的共同體は、また斯の如き、より高き目的秩序に向つても適應するところなければならぬ。從つて、國家共同 はそれ故終局に於て神に由來するものである』(七)。 また人間の上に立ち、而かも神によつて定められし目的であつて、天上の永遠なる祝福のうちに神を所 平和の保持と物質的幸福の将來が特殊目的としてそのうちに含まれると考へられるのではあるが、 神の觀照に存する所の在外目的に充てられてゐる限り、個人に對すると同一の目的が人間の

原理の流出物なのである。正義てう徳、神へのみ奉仕せんとする愛 ―― いみじくもアウグスチヌスが名付けたとこ トマスにとつては、法律も、また『人の聰明を以てする發見を超越し、神によつて支配せられ、 が法律の淵源である。『ハ)。即ち、彼は、神の意思と法規(Satzung)とを自然法思想を以て結び付けてゐる 神の中に存在する

この自然法によつて人の法規は支配せらるるものである。換言すれば、自然法(jus naturale)は、直接に、制定法 のであつて、神の中に生ける最高の性質としての恒久法(lex aeterna)が、自然法の内容を決定するものであり、 (jus positivum) は、間接に、 恒久法によって導かれるのである(九)。

なかつた當時としてはまことに卓拔な見解といふべきである(一〇)。 侵害である。かくの如きは、まさに、犯罪を公法的に把握せるものであつて、犯罪を未だ私法的にしか理解してをら 右の如く、 法の否定としての犯罪は、神に對する罪過 (Sünde wider Gott) であり、更には、 法が、神竝に最高の神的理性としての恒久法(lex aeterna)に由來する ものであるとすれば、不正と 社會乃至國家への

- (一) 福田德三、經濟學全集第三集第八二九頁。
- CED 堀豐彦、中世紀の政治學(昭和十七年)第八六頁。西本穎、西洋法制史講義(昭和十一年)第一〇三頁。
- 都市生活そのものの最高表現がゴティーク藝術である』との倘は、同書第二七五頁以下參照C 西洋中世史新論(昭和十七年)序文第九頁に日ふ『中世文化――特にコティーク文化を産んだ母胎が都市
- 上田辰之助、トマス・アクサナス第五一頁以下o
- (五) 上田辰之助、トマス・アクサナス第四九頁以下。
- (六) 高桑純夫、グラープマン聖トマス・アクィナスその人と思想第二五七頁以下。
- (4) ヨハネス・クラウス、トーマスと國家(昭和六年)カトリック第一一卷第四號第一三五頁。
- Heuwold, II., Thomas von Aquino und die Grundfragen des Strafrechts, 1937, S. 14.
- 七七頁以下、その自然法論については、船田享二、聖トマスの自然法論の史的研究(昭和五年) 年) 同志社論叢第四卷第一二七頁以下、 Vgl. Heuwold, a. a. O., S. 15 f. 倘ほ、トマスの法律論については、今中次暦、アクイノのト 同、政治思想史上卷(昭和二年)第二五三頁以下、中川一男、西洋中世史新論、第七 法學新報第四〇卷第五號第六 マスの法律論、〈大正

\_\_\_\_ 53. \_\_\_

如第九號參照0

(10) Heuwold, a. a. O., S. 17 f.

=

汝らの父も汝らの過失を免し給はじ』と說いてゐる(一)。從つて、人に對し刑罰を科することは不當であり、 刑罰の正當性を求めてゐる。 スト教徒にとつては許されざるが如くである。この點に關し、 キリストが山上の垂訓に於て『汝等もし人の過失を発さば、汝らの天の父も汝らを発し給はん。もし人を発さずば トマスは、 聖書並に恒久法 (lex aeterna) の中に

ラエルの偶像崇拜の王達、アロンの滅亡等枚擧に遑がない。即ち、聖書に從へば、神自身が刑罰の制定者であると言 る。それは自己保存、 ひ得るのである。現に、出ヱジプト記第二十一章以下に――第二十一章第一節『是は汝が民の前に立つべき律例な といふ方法を以て他人の侵害に對處すると いふことは、永遠の 自然法則 (ewiges Naturgesetz)である からであ 斯くの如き反撃は、自然(Natur)からも、神からも命ぜられてゐるものであつて、道義的にも正常な事柄であ 刑罰を恒久法(lex aeterna)によつで正當付けてゐる。蓋し、人が或は攻撃者を打倒し、或は之を制壓する 一記載せられてをるが如く、それは神の命によりモーセからイスラエルの子孫に與へられたものである。 或は無期の刑罰を科し、 先づ、聖書については特に舊約聖書の記述に著目してゐる。それには、 損害防衛といふ點よりすれば認められるが、他人に損害を加へるといふ點よりしては認め得な 或は有期の刑罰を科してゐることが記載せられてゐるのであつて、ソドム人、イス 神が、罪を犯せる者並に背教者に對

(Gemeinschaft) の反動が加へられ、それによつて、無法者は苦境に逐ひ込まれる。即ち、かくの如き制壓が刑罰な いものである。而して、個人も統合的有機體(Gesamtorganismus) その秩序に逆ふ者に對抗するものである。 反社會的行為 (asozialer Akt) たる犯罪に對しては、 も同様であるが、自然法則(Naturgesetz)

のである(二)。

一) マタイ傳第六章第一四節以下

11) Heuwold, a. a. O., S. 19.

じめて世界秩序の均等 (das Gleichmass der Weltordnung) といふことが認められ、 從せる無法者は、刑罰中に於て、彼の意思に逆行する害惡が加へられなければならない。かくすることによつて、 いたるからである(一)。トマスが斯くの如き理論を構成するにあたつては、特アリストテレスの見解に影響せらる 以上の如く、 犯罪に對し刑罰が科せられることは、自然法則に從ふものであつて、まさに自己の意思に餘りにも盲 自然法則は充足せらるるに 55

ること多大である。

るところはたいその害悪の差等のみであり、 詐取しても、また姦淫をばよきひとが犯しても、あしきひとが犯しても全然異るところがない。 均等といふこととを含む』(三)。而して、正義には配分の正義と流通の正義とがある(三)。前者は均等といふこと を幾何學的比例に從つて決し、 アリストテレスに從へば、正義とは『法的といふことと均等といふこととを含み、 義に依つて事を論ずべきものである。即ち、『よきひとがあしきひとから詐取してもあしきひとがよきひとから 後者は算術的比例に依つて均等といふことを論ずるものであるが、裁判官は後の流通 誰が不正を働き誰が働かれるのであつても、また誰が害患を與へ誰が與 不正とは違法的といふことと不 却つて、 法の顧慮す

味を持つてゐるから。その際ひとびとは裁判官が「中」的であることを求めてをり、或る地方では裁判官のことをメ とは、だから或る「中」なのである。裁判官もまたさうなのだから。裁判官は、しかるに、 いはれる。 ものを、そこから取り去つて小さい方の部分へ附け加へるのである。全體が切半されたとき、「自己のものを得た」と いはば一つの線分が不均等な兩部分に分たれてゐる場合に、彼は、大きな部分が全體の半分を超えてゐるそれだけの ふことは、「正」に訴へるといふことにほかならない。裁判官(=「正」を司るひと)はいはば生きた「正」たるべき意 ろのものはこの意味の「不正」 「中」である』(四)。 へられたのであつても、 (=中を得るひと)といつてゐる。――「中」を得ることによつて「正」を得るだらうといふ意味で。「正」 均等なるものを得るのだからである。勿論「均等」とはここでは算術的比例に即しての多と小との 法は彼らを均等なひとびととして取扱つてゐる。從つて裁判官の均等化しようと試みるとこ ―「不均等」はこゝに存するのだから― -にほかならない。……裁判官に訴へるとい 均等を回復するのであり

て留意される』としてゐる(五)。 通の正義の二種を認めてゐるが、アリストテレスの如く必ずしも 流通の正義に 依つて事を論ず べしとはしてをらな 私人が毆打せらるる場合に比して、危害ョリ大であるからである。斯くて、配分の正義に於て、人柄はそれ自體に於 い。配分の正義に從つて『能動及受動に於ては、人柄はものの數量に影響する。蓋し、君主が毆打せらるる場合には トマスもアリストテレスの右の見解に從ひ、その主著『神學大全』第二編第二部第六十一問に於て配分の正義と流

(1) Heuwold, a. a. O., S. 19.

一) 高田三郎譯、ニコマコス倫理學(昭和十五年)第二二〇頁。

以下は国正の正義とせられてゐる。之に對し、上田辰之助、聖トマス經濟學(昭和八年)第一六九頁は、justitia distributiva を配分の正義とし、justitia commutativa を流通の正義とせらる。從つて、上田氏の流通の正義は、福田氏の匡正の正義を意味 し、高田氏の整正の正義を指稱する。本稿に於ては上田氏の用例に從ふ。 高田三郎譯上揭第二三三頁以下は、流通の正義を整正の正義とせられ、福田德三、厚生經濟研究(昭和五年)第一頁

(四) 高田三郎譯上揭第二三四頁以下。

五) 上田辰之助、聖トマス經濟學第一八一頁以下。

るといふことは、まさに、國家が世界秩序の中に於て擔富してゐる『神の役者にして、惡をなす者に怒をもて報ゆる とが、その課題であり、 の領域に干渉するものであると説いてゐる。— 人が國家並に國家の命令に從ふことは、道徳上の義務である。國家がその秩序を維持する爲めに犯人や處罰す 私人に對しては絕對にこの事を否定する。若し私人が刑罰を科するが如きことあらば、彼は專斷的に神的所爲 個人には當てはまるが國家に對しては妥當しない。國家は、世界秩序存績の爲めに を實行するものである。 トマスにとつては、世界秩序の中に與へられてゐる均等といふことを維持し、 同時に刑罰の根據である。マタイ傳第七章第一節の『なんぢら人を審くな、審かれざらん爲 かくの如く、トマスは、國家に對しては刑罰權を神によりて授與せられるとしな - 卽ちこの點に於ても事を公法的に把握し、中世初期の刑法上の理解 正義を護持するといふこ 絶對に必要なもので

とする。即ち、その一は、 しからば、國家刑罰權は之を無條件、無制限に行使し得るかといふに然らず。大凡、 人間の不完全性よりして、刑罰權を廣き範圍に於て行使するといふことは許されない。人 次の三種の制限に服すべきもの

近代的な思惟が躍動してゐるのである(二)。

に論じてゐないといふ事實は、この點に關し次の如く論ずることが出來る。即ち、 を是認するか否かである。『彼の實證主義的な原則把握竝に彼が犯人の不利益の爲めにする法律類推を彼の著書の中 が如きてとは許されない。又、實體法上に於ても原則として成文規定から遊離して事を考へるが如きことも許されな る制限である。裁判官は訴訟手續に於て證據法上の諸規定によらずして事を論じ、 せるが如き場合に比し重きものであると解すべきものである。前の場合については行爲は嚴重な償ひが要求せらるる 者を毆打せるが如き場合に於ては、 この場合、トマスは、彼が理論の構成にあたつて依據したアリストテレスの如く、 によつて惹起せられた不正に對し比例的關係 (proportionale Verhältnis) に立たなければならない。上述せる如く 専ら重き罪過に對してのみ科せらるべきものであつて、社會がその存立を危くせらるる如きものにのみ限らるべきも ものであつて、 ものを以て同等のものに報ゆること——タリオ(Talion) が凡ゆる罪過を根絶しやうと欲し刑罰を以て之に臨むならば、 蓋し裁判官が制定法に依らざるが如きは、自から正義を否定することとなるからである(六)。尤も、 の擴張解釋並に、補充解釋は之を許すべきものであるとしてゐる。 この點、後世、トマスが『正しき立場から、法と道徳とを區別した最初の試みである』と評せらるる 行爲者が殴打せらるるといふが如き程度に止るべきものではない(五)。 次に、その二は、刑罰權の制限といぶことは、刑罰權そのものの性質、ら加へられる。刑罰は犯罪 重き犯行として理解せらるべきものであつて、 ーは望まなかつた。 同時に善をも亦根絶することとなるであらう。 問題となるは、彼は罪刑法定主義といふこと 旣述の如く、一般人が、 個人主義的理念に由來する 個人的見解に基いて事案を斷する 刑罰は専ら形式的、機械的同等の 右の顯官高位の者が一般人を毆打 更に、その三は、制定法に依

してはまさに本質的に相關せざるものであると論ずべきである。トマスが地上の裁判官に法規の範圍内で知らしめや うとしたものは、恒久法(lex aeterna) 一思想は、 教會政治的・權威的精神によつて支配せられてゐたドミニカンたるトマスの本質に對 への畏敬であつた。「犯人のマグナ・カルタ」を作るといふことは、 彼の企圖

(1)

するところではないと思はれる』(七)。

- (=)
- v. Bar, Geschichte des deutschen Strafrechts und der Strafrechtstheorie, 1882, 216.
- 金
- Theologica of St. Thomas Aquinas, Part II. second part, 1918, p. 153: "Hence it

cording to the written law, else judgment would fall short either of the natural or of the positive right."

a.O., S. 23. 份任、 三田高三郎、 中世教育法に於ける刑罰襟の基礎及犯罪の意義(昭和十年)法曹會雜誌

第一三卷第二號第五五頁參照。

Ξ

むることを目的とするものであつて、 種の刑が行はれてをつた(一)。その一は、poena vindicativa である。それは、人々をして教會の諸規定を遵守せし 時代は上述の如く教會制度の最も完備し、 應報思想に基くものである。そして、特に、教會裁判所によつて判決せられ教會 教會權力の最盛期であつた。 當時, 教會内に於ては大凡次の三 まで導くところの内的克已といふ能力は、人類の大部分の者について、缺けてゐる。斯様な弱き罪惡に傾きやすい人

**ずしも人の性情に合してゐるといふ程には固有なものではない、といふ見解を採つてゐる。即ち、** 

トマスについては、明瞭に看取し得られる。彼は、凡ゆる人間が善へ向ふといふことは、必

『人を完全な徳に

とが出來ない制度であつて、西曆千二百年頃に完成の域へ達したものである。Zensurの種類としては、 往きてただ彼とのみ相對して諫めよ。もし聽かば其の兄弟を得たるなり云々』及びテトスへの書第三章第十節『異端 義を見出さんとするものであり、專ら、責任者の改善(Besserung)といふことに重點を置いてゐるのである。 の命に服するに至るまで存績するものとする。從つて、過去の事件の處理といふことに其の目的を置かず、將來に意 のである。純然たる教會の創り出した制度であつて、マタイ傳福音書第十八章第十五節『もし汝の兄弟罪を犯さば すものであつて、まさに、應報思想に基くのである。その三は、 維持することを目的とするものであり、 巡禮の如きであつて、教會內の犯行に依つて惹起せられた憤懣の除去に役立つものである。即ち、教會の規律體系を 純然たる教會內の犯行に對しても適用せられる。その二は、Ponitenz(贖罪)である。例へば、斷食、節欲、祈禱 の生活領域にも世俗の生活領域にも闘聯するところの犯行たる delicta mixti fori に對して適用せられるし、 pension) 禮拜禁止 (Interdikt) 破門 (Exkommunikation) があり、其の期間も犯人が悔悟の誠をいたし、教會 訓戒して後これを棄てよ」に關聯するものである。それはローマ法にも先例を見出すこ 神に對して行はれた不正の回復を、 poena medicinalis 又は Zensur と稱せらるるも 害悪を甘受するといふことによつて齎ら

せ認めてゐる。而して、これ等の諸目的は互に無關係に排他的に對立するものではなく、併存し補充し合つてゐるの トマスは、教會の採用する刑法上の諸原則を是認し、その刑罰目的についても、應報・威嚇・改善の諸目

(一) Nagler, Die Strafe, 1918, S. 161 f. 尚ほ、三田高三郎、中世教會法に於ける刑罰權の基礎及犯罪の意義上揭第五〇頁

らない。先づ、第一に、刑罰といふ側面に於てである。この方法によるときは、 外することは正當でない。何となれば、(犯罪によつて破られた)正義の均等は、 但し原罪は之を除きて、何人と雖も自發的に爲されたるもの以外は、處罰せられることはない。次に第二として、 回復せられるからである。従つて、旣述の如く (I.-II., Q. LXXXI., A. 1) 個個の犯罪は自發的のものなるが故に 薬の如きものとして考へられるのである。それ故に、この方法に於ては、人は自己の失策に依らずに――しかも原因 罰は單に過去の罪を償ふことに止まらず、更に將來の犯罪をも豫防するものとして、即ち善きものへの資ともなる醫 ものでないからである。即ち、かやうな考へ方よりするときは、改善的見地は刑罰権の中に包含せらるべき要素とな 永劫の罰と同一なー 宗教的立脚地よりするときは、 即ち自己の意思に從つて限界を超脱した者については、自己の意思に反する何等かの害を受ける範圍內に於て、 一同時に刑罰體系を正當付ける一理由ともなるのである(三)。 即ち、神學大全第二編第二部第百八間第四條斷案に曰ふ『刑罰は二つの側面より考察せられなければな -時として處罰せられるのである』と(二)。彼が斯くの如く、 ー若くは殆どそれに等しい程の――瀆罪(Sühne)を科せられるといふことは、許容せらるべき 死の罪過(Todsünde)として考察せられる程の各種犯罪も、人的正義よりすれば、 刑罰中に醫療的性質を認むるのは、 刑罰を科するとに依て、 刑罰なるものは罪に對する關係を除

踏ましむるのである。違法に利益を得るといふことに對しては更に價値ある利益の喪失が科刑によりて行はるるとい するといふ結果を齎すこととなる』(四)。 人は専ら外部から彼に向けられた心理的强制 恐怖は、 人をして社會への侵害を行ふことなからしめ、又、ほとんどー - 例之、法規に刑を規定して豫告するが如き -一習慣から一 ー彼の隣人の權利を尊敬 ーによりて正しき道を

ど悪人もしその凡で行ひしところの悪を難れわが諸の法度を守り律法と公義を行ひなばかならず生ん死ざるべし』と るものであつて、正義に從つて犯罪人を殺す場合には妥當するものではない。エゼキエル書第十八章第二十一節『然 第二十九節に『主人いふ、いな、恐らくは毒麥を拔き集めんとて、麥をも共に拔かん』とあるは、責任者を處分する 第二十二章第十八節に日ふ『魔術をつかふ女を生しおくべからず』と。又、マタイ傳第五章第二十一節以下 これを肯定するに止まらず、是認論の闘士でもあつた。即ち、彼は、聖書に基いて事を論じてゐる。出エシプト記 といふことであつて、行爲者(Täter)の人格といふことではないからである(六)。 礎を形ち作るものは應報思想である(五)。 蓋し、 べて兄弟を怒る者は、 への人に「殺すなかれ、殺す者は審判にあふべし」と云へることあるを汝等きけり。されど我は汝らに告ぐ、 ゲヘナの火にあふべし』と。從つて、『殺すなかれ』といふことは不當な怒によつて殺害する場合に當てはま 神は常に人の改善をのみ欲し、その死を欲するものでないと斷ずべきものではない。マタイ傳第十三章 トマスは、刑罰目的については各種のものを併せ認めてゐるのであるが、 審判にあふべし。また兄弟に對ひて、愚者よといふ者は、衆議にあふべし。また痴者よとい 彼の刑法的思惟の中核は、神に對する罪過としての犯行(Straftat) 佝ほ、 常に、彼の理論の決定的な基 死刑についても、

物は、 である。即ち、 肉體を支配してゐる如く、 られるべきが 利用にまかされるが如く、 ば有機體の犠牲に供せられなければならぬ。人間社會に於ても、 つことを禁止する文言は聖書中の何處にも見當らない(七)。次に、死刑の正當なることは、 いはねばならない。 か は生命を救助せんが爲め之を切斷し去るが如きことは正當であり許されなければならない。これと同様に、 ことによつて同時に責任なき者にまで害の及ぶことを防止せんとするにある。共同體の必要の爲めに犯人の生命を斷 人を死刑に處すことは彼に改善てう方策を構ずる以上に正しいものである。蓋し、犯人の生き永らへることによつて れた國家組織を保護し、 夫々の性質に應じて最も自然的な完全形態を求めつつ、相互に作用し合つてゐる。然し、神が世界を、 生命は如何なる場合に於ても犠牲にせられるものである(一〇)。 の上に君臨する筈である』(九)。即ち、個人の國家に對する關係は、 くである。 『宇宙は、 その改善といふことから豫期し得る善よりも大であるからである。 共同體の保護といふことは、如何なる點よりするも犯人のそれよりも上位にあるのであつて、犯 頂點としての神から最低の存在物に到る、 保全せんが爲め共同生活に危險を齎すが如き犯人を死に致すことは道義的にも善であると 若し身體の一部が腐爛し始めそのままに放置するときは其の害全身に及ぶが如き場合に 又、身體各部は、全身に對する關係に於て之に奉仕すべき運命を荷なふ道共として考察せ 一般により高級のものが、より下級のものを支配する』(八)。從つて、『機關は必要とあら 社會はその構成分子たる個體人 一の位階制を構成してゐる。 野生の動物が神の攝理によりで人の 即ち、國家全體の保全の爲めには 彼の理論に徴しても明か 而して凡ての存在

- Theologica of St. Thomas Aquinas, Part II. second part, 1918, p. 72.
- Heuwold, a.
- 金 a. O., S. 168 に日ふ『刑法の根本原理は、 カノ ン法については、 結局、應報といふことであって、まさに、

マン法に於けると同様である」との

- 3
- 原田鋼、政治思想史概說(昭和十七年)第一四六頁。

(10) Heuwold, a. a. O., S. 40 f. Vgl. Bernhard Brands, Die Lehre von der Strafe bei Thomas von Aquin, 1908, S. 25. 上田辰之助、トマス・アクキナス上掲第五四頁以下。

存することをも主張すること等、 てゐること、又、彼が概念の徹底を以て現實を壓迫することなく(一)、 就中、刑罰思想の片鱗を窺つて來たのであるが、 以上、我々は、中世が闇黑の時代であるといふ偏見を排除し、その最も偉大なる思想家トマス・アクィナスの見解 現代の刑法學に對しても、寄與するところ多大であり、まことに、示唆に富む思想で 彼が一貫して共同體(Gemeinschaft)といふことを以て事を論じ 刑罰に應報のみならず、威嚇・改善の目的の

(1) 上田辰之助、トマス・アクサス上掲第八四頁。 あると考へられるのである〇二つ。

(二) 拙著、刑法總則大意(昭和十七年)第六三頁以下參照。

# 法醫解剖から見た犯罪の統計

種

基

古

百四十四例、女が二百十八例である。男の方が女よりも少し多い。 解剖例を、極めて大雜把に統計的に觀察して見ると、其間に敎室で解剖した總數は四百六十三例であつて、內男が二 私が昭和十一年四月、東京帝大の法醫學教授に轉任して來でから以來、昭和十五年迄の間五ケ年間に取扱つた法醫

歐洲の大都市で一年間に行はれる法醫解剖は巴里、伯林、ウ\*ーン、ブタペストの法醫學教室で聞いた處で は

も之は今から十數年前私の留學富時にきいた話であるが)少ない處で四千例、多い處で六千例位ある。

味がない様に思ふものがあるかも知れぬが、この少ない解剖例數でも、精しく觀察することによつて、啓發せられる と、我が教室での解剖數は著しく少ないと云つてよい。從つて、其統計をとつて見るなどと云ふ事は、餘り大した意 米國のニューヨーク市の醫事檢査所では一年に約一萬二千以上の解剖例があると云ふ事である。之等に 比 較 する

處があると思ふので、順次に記載し、見る事にする。

四六

新產兒

四〇

總計

八六

36/61

昭和十一年には(1四月二十七日に五人殺し、(雇人の主家皆殺し)(2)六月十一日には 五人 殺し、(一家心中)

五十歳迄のものと、十一歳から二十歳迄のものが殆ど同數である。 月の氣候のよい時には殺人事件が少ない。 となつて三月、四月、 即ち之によると、二十一歲から三十歲迄の者が多く、之に次で三十一歲から四十歲迄のものとなり、四十一歲から 次に殺人のあつた數を月別にして見ると から初夏の候にかけて起ることが多い様に思ふ。そうでなければ暮れに近くなつて起ることが多い傾向を見る。 三、多勢殺し 多勢殺しと云ふのは、二人以上の人を殺害する場合を云ふので、毎年數件の發生を見る。多勢殺しは一般に春の終 年齡不詳 五十一歲一 六十一歲以上 計 月月 一六十歲 五十歲 -二十歳 月 一三十歲 月 五月と三ケ月が殺人事件が多く、一月、二月、六月、八月は略ば之に次ぎ、九月、十月、十一 Ξ 二七  $\equiv$ 兲 五〇 1111 六八 一九 九 五五 二六 = == 二四 二九 三三 三 一四 七七 二八 五一 四八 三五 三三 三三 === 四四 五 三三 = 一七  $\equiv$ 一六 八八 女 二六二 101 三五 五 三三 三六 七三 40 三四 三五 合計 ≡ 五六 四二 五九 二五 三七 二六 === 三三

--- 67 --

(3)七月十三日には痴情の末二人を殺害し、 子供二人を殺害して自分もモルヒネを服用して自殺した事件である。 解剖は一人文けをやつて居る。第五例は十二月二十三日の一家心中で二十二歳になる女が四歳と二歳の 他十一月二十四日に怨恨の爲め三人殺しをやつた事件があつたが、

昭和十二年にも五例の多勢殺しがあつた。

月十四日)で、殺害後、火を放つて燒死した様に見せ掛けたのではあるまいかと疑つたが、生前の火燒死たる事が明 日に二歳の子供二人を虐待死に至らしめた貰子殺し事件、第三例は六月五日蟲盗が五十一歳と十四歳の女を殺害した かになり災害による死亡と判定した。 第一例は三月六日に四歳と二歳の子供に猫イラズを服用せしめて殺害した一家心中事件である。第二例は三月十六 第四例は放蕩息子の家族七人殺し(十月二日)、第五例は二十歳と十七歳の男が火事で燒け死んだる事件(十二

昭和十三年には八例の多勢殺しがあつた。

供を三人共に殺害した事件である。第三例は(五月一日)養子の兇行で、五十六歳の男と二十六歳の女を銃を以て射 五歳と七歳の女兒を絞殺して一家心中を計つたもの、第三例は(六月二十四日)雇人の兇行で主家の家族を二人殺害 殺したもの、第四例は(五月二日)二歳と三歳の男の子を絞殺したもの、第五例は親子心中未遂事件(三月六日)で 主家三人殺し、第七例は(十二月二日)四人の貰子殺し、第八例は(十二月十三日)雇人の主家の家族二人を殺害し したもの、第五例(五月三日)は夫婦の一家心中で死因は脳挫傷と一酸化炭素中毒、第六例は(六月十四日)雇人の 第一例は三月二十八日、五蔵と二蔵の實子を殺したる件、第二例は三月二十九日に發作的に二蔵、二蔵、三蔵の子

とを絞殺した事件で、之は可なり殲奇的のものであつた。第二例は痴情によつてカフェーの女給三人と外に男子一人 兇行による二人殺しである。昭和十五年には多勢殺しは僅かに二例しかなかつた。第一例は(二月九日)妻と妻の妹 十月と十一月とに各一件發生して居るが、 を殺した四人殺しである。以上二十三例の多勢殺しは三月に六件、 た事件である。昭和十四年には多勢殺しは三例あつた。第一例は(三月六日)五歳と七歳の娘を絞殺した親子心中未 第二例は(三月三十日)十六歳の娘と十歳の息子を殺した實子殺し事件、 一月、八月、九月には一件も發生してゐない。 五月、六月に各四件、十二月に四件、 第三例は(六月二十四日)雇人の 二月と七月と

### い、殺人と其死因

然して其原因も一家心中、

怨恨に基づく雇人の兇行等が目につく所である。

次に殺人事件に於ける被害者の死因別統計を作つて見ると次の様になる。

合	三、銃器による損傷	14 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A		二、鋭器による損傷	一、純器による損傷		The transfer of the state of th
計		ハ割創	中切創	イ刺創			The state of the s
三元		創	割		五五五	男	7
<b>스</b>	1	<b>T.</b>		†	=======================================		
==	=	t		-		合	

- 68 ---

、 自然 J 原因 3 表 2 頻光 10 セ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	刺創	鋭器に依る損傷	事が判る。	at	(12) 創傷傳染	(11) 墜落死	(10) 轢死	(9) 外傷性自家中毒	(8) 外傷性ショック	. (7)	(6) 腦內出血	(5) 腦壓迫卜腦震盪	(4) 腦挫傷ト腦壓迫	(3) 腦震盪	*	•	(2) 腦挫傷	(1) 出血ニョル脳壓迫		純器による損傷	次に損傷による死亡例を、今少しく精しく觀察して見る事にす	死、嬰兒殺が多く、中毒、自然の原因に基づく頓死例は比較的少	即ち之によつて觀ると、私の教室で解剖した殺人事件の被害者は	總計	性、死因共ニ不明ナルモノ	10、死因不明	九、溫度異常	八、中毒	七、嬰兒殺シ	六、機餓死		四、自然ノ原因ニ基ク頓死	
大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	O 1/3		たは、 大部分頭音のお	五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五五	· #	_	-		0		0	-		<b>P</b>			六	110	男		何しく觀察して見る事	基づく頓死例は比較	司した殺人事件の被害	二四八		Ξ	<u>M</u>	=	四六	<b>T</b> .	H.1	110	
を 連 を を を を を を を を を を を を を	0 \$		す事によるもので	1111	=	0	. 0		-	-	-	0	7	-	X		Л	<b>*</b>	女		にする。		損傷			四	0	Ŧ	100	0	六七	t	
と脳震盪が歴倒的に多い	O 計		明理会と別せるとはいう。	易と協農量が軽到	t	-	-		-		-	-	PE	Æ			- <del> </del>	11*	計			00	一番多く、	四六七	-	t	PQ.	元	公	<b>T.</b>	九八	二十 十	

矯正図書館所蔵

することは、我國では殆どない現狀であるから、私達の經驗する頓死例は多くない。 あつた。 自然の原因によって起る頓死の研究は、法醫學上大變大切なものであるが、犯罪に關係のないと思はれる死體を解剖 切創は頸部に最も多く、之に次で胸部に來る。割創は頭部に最も多く、次で額、頸部等に多い。 刺創は胸部のものが一番多く、次で頸部、腹部、背部の順で、手、足や額面の刺創は少なく、頭部には一例もなかつた。 この外に創傷傳染による化濃性肋膜炎が一例、化膿性腹膜炎が三例、 六 = 五 五 0 七 0 0 破傷風、心嚢炎を併發して死んだものが三例 四三 111 三

後に、こんな報告を全部集めれば、相當數になると思ふので、現在では、統計として報告するには餘りに少數である 云ふ様な頓死の報告があるので、之と比較することは出來ないが、此の位の例でも報告しておけば、今後、何年かの する場合があるが、私の教室で五ケ年に經驗した頓死體の解剖は僅かに二七例である。外國には、二千例、三千例と ととは十分承知しておるが、今後の参考資料としてこゝに記載して置く事とし度い。 突然起つた變死體で、或は犯罪に關係あるのではあるまいかと云ふ疑のある場合に於て、死因究明のために解剖に附

自然原因による頓死

胸腺死 衰弱死 肺炎 腦溢血 特異體質 結核性疾患 (1) (2)榮養不良 疾病衰弱 0  $\equiv$ 0 三 0 0 三 女 0 合 中毒例としては色々の毒物がある筈だが、私の教室で取扱ふのは主として殺人例であるから、其使用する毒物の種

アダリン

0

0

カルモチン

病的原因があつて頓死を起す場合が多い事は、東西、其軌を一にしておると云つてよい。 外國の報告に於ても、頓死の原因中、心臓又は血管の故障で急死するものが多いが、私の教室の例によつても、心臓に

次に、窒息死の細分類をして見ると、次の様になる。

手段不明 絞死 吐物による氣管閉塞 縊死 胸部壓迫 鼻口閉塞 扼死 創傷による血液の吸引 0 三 Ξ 0 五五 = 0 0 五 0 合 七六 四 三

窒息死の中で、壓倒的に多いのは絞殺である。然して男よりも女の方が多いのは、絞殺は男が女を殺す場合が多いか

九八

らである。實際には縊死例も相當ある事と思ふが、縊死は大抵自殺であつて他殺の事は殆どないから、敎室で解剖し た中に、縊死例はないのである。

### 七、

としても、其の種類がごく有りふれた物が多い事も、我國の毒殺の傾向を示すものである。つまり、犯罪が單純であ 外國には毒殺が多く、且つ毒の種類にも様々のものがあるが、我國には毒殺例は比較的少なく、且つ毒を使用する

ることが多いのである。

硫酸 モルヒネ 燐(猫イラズ) 一酸化炭素 青酸加里 = 女女 0 三 五 三 三

**— 75** —

絞頭に用ふる兇器の種類 出双庖丁 肉切庖丁 先力 ツルハシ 薄双庖丁 ビール瓶破片 鰻サキ 來切庖丁 小鉈又ハ手斧 一三六 五

ない。 ネを使つたり、とりかぶと(アコニチン)を使用したりするのがあるが、私は東京でまだ一例もそんな例には遭遇し 類も大抵定まつて居る。一番多いのは青酸加里で、次は猫イラズである。地方では亞砒酸を使つたり、ストリキニー 八、兇器の種類 次に兇器の中で鋭器と絞殺用の兇器は次の様である。 匕首 仕込刀 日本刀 西洋剃刀 短刀 登山用ナイフ 海軍ナイフ 小刀叉へ切出シ == 0 30 荒

の類が多い事も、外國に於ける絞殺用の兇器に革紐、麻縄、針金などが多い事と比較して興味が深い。 之が日本に於ける絞殺の結果が、西洋の法醫學書に舉げられてゐる絞殺と違ふ理由であらう。 殺人に使用する有双器として、短刀、匕首、 「ヱプロン」 細紐 皮ノ細紐 手拭 兵古帶 腰紐 麻繩 風呂敷 布片 マフラー ナイフ、 0 0 0 0 三 庖丁類が多く、 六三 = 五 綾殺に用ふる兇器としては、細紐の類、布片 二四 0

五.

五

=

=

五

# ッにおける犯罪

資

料

大臣の一般命令の本文およ び解説-一九三七年一一月三〇日のライヒ司法

局所屬犯罪生物學的研究所長ベルリンに於けるライヒ保健

エフ・フォン・

ノイライター

(F. v. Neureiter)

ライヒ司法大臣は一九三七年十一月三十日「ライヒ 司 法行

びつけようと思ふ[]。 政の管轄内における犯罪生物學的事務の設置」に關する一般 命令および施行令を發布した。我々はまづ重要な新規定の本文 學げ一、大いでこれに一般的な評價と若干の細目の説明を結

ライヒ司法行政の管轄内における犯罪生物學的事務の設

立。一九三七年十一月三十日のライヒ司法大臣の一般命令 (Deutsche Justiz S. 1872)

ヒ司法行政の全領域に亙つて犯罪生物學的事務を設立する。 にライヒおよびプロイセン内務大臣との意見一致のもとにライ 諸邦特にバイエルンにおいてなされた經驗を利用し、余は兹

これに闘する細目は次のごとし。

び人種政策のために收容者の本質的性質、すなはち、遺傳的素 計畫的に研究する。その結果は特に自由刑の賦科および條件附 質と併せて生のうちに且つ生を通して作用される人格の形成を 剝奪を伴ふ保安および改善處分の執行の措置前に屬する際 **棒放、保安および改善處分の決定ならびに刑の執行および自由** 鑑定人の犯罪生物學的鑑定のため刑事司法に役立てられる。 二、犯罪生物學的に調査されるのは執行中の有罪犯人の次の 犯罪生物學的事務はドイツ民族の刑法ならびに遺傳およ

諸群である。 かまたは六個月以上の自由刑に處せられたる者、 入所當時二十五歳未滿にしてしかも少年刑の執行中なる

二十五歳以上にして三年以上の自由刑に處せられたる

(三) られたる者、 自由剝奪を伴ふ保安および改善處分または斷種を宣告せ

切の收容者および在監者。 その他特別の理由により犯罪生物學的調査が望ましい一

放さるべき者である。上述の群に属するその他の者は能ふ限り 犯罪生物學的に調査される。 学的調査所の附屬する刑務所に將來收容される者ならびに既に 一務所にあり、しかも一九三八年十二月三十日以後に始めて釋 これらの群に属する者にしてまづ調査さるべきは、犯罪生物

とに管掌される。調査の遂行については刑務所長の細則に從ひ 査はこの調査記録中に記載さるべきである。 デ生物學的事務のための記載例と相並んで質施される「犯罪生 所長、管區長および上級教師がこれに参與する。調査所は犯 三、犯罪生物學的調査所は刑務所にあつて監獄器の指揮のも 學的調査記錄」なる様式用紙を基礎に諮詢査を遂げる。諸調

および人種政策の領域における任務の達成上必要とする基礎を 且つ細則に從ひライヒ保健局および諸保健廳に對しこれが遺傳 的にこれを研究し、犯罪生物學的鑑定のためにこれを處理し、 かれてゐる數個所の形務所につき各一人の監獄醫の指揮のもと に管掌される。犯罪生物學的蒐集所は調査記錄を檢駁し、 規似の學科を講ずる大學教授と連絡を保ち、また犯罪生物 鬼集所に蒐集される。犯罪生物學的蒐集所は大學所在都市に置 『査所の指導的醫師および協力者を細則に從ひ鼓舞し、教養し 進する。蒐集所長はその地の大學において犯罪生物學または 四、調査所によつて完結された調査記録は所屬犯罪生物學的

且つ養成すべきである。

可を要する。 たは遺傳學的調査をなさんとする者および施設は余の特別の許 の範圍外において收容者または在監者に對する犯罪生物學的ま 五、ライヒ司法行政の刑務所内にあり、しかもこの一般命令

關する一般命令 (Dt. Justiz S. 1552) は依然その效力を有す これを廢止する。一九三六年十月十日の斷種および斷種調査に びにこの領域において從前發布されたライヒ司法行政の規定は 六、犯罪生物學的措置に關する從前の邦司法行政の規定なら

令の施行令 (Deutsches Justiz S. 1872) 置に關する一九三七年十一月三十日のライヒ司法大臣の一般命 (b) ライヒ司法行政の管轄内における犯罪生物學的事務の設

基いて設置されてゐる犯罪生物學的調査所は從前の範圍におい て存績する。その他の調査所はまづ左記の刑務所に設置され るの 一、嘗てのバイエルンの司法行政のすべての特別執行行為に

ベルリン・レールター・シュトラーセ監獄 (Gef. Berlin-

Lehrter Strasse)

高等法院管轄區域內

ベルリン・テーゲル監獄 (StrGef. Berlin-Tegel)

置所 (Zuchthaus u. SichAnst. Brandenburg (Havel)-ブランデンブルク(ハーヴェル)・ゲルデン 懲治監及保安監

Görden)

ベルリンのプレッツエンゼー刑務所 (StrAnst. Berlin-

ブラウンシュヴァイク控訴院管轄區域内 ゾンネンブルク懲治監(Zuchthaus Sonnenburg)

ブレスラウ控訴院管轄區域内 ヴオルフェンブユッテル監獄 (StrGef. Wolfenbüttel)

ブレスラウ監獄及少年監獄(StrGel Breslau u. Jugend-

グラツツ監獄(Gef. Glatz)

チェレ控訴院管轄區域内 チェン懲治監(Zuchthaus Celle)

ハンノーヴァー監獄 (Gef. Hannover)

ダルムシュタット控訴院管轄區域内

ブッツバッハ懲治監(Zuchthaus Butzbach)

ドレスデン控訴院管轄區域内

パウツエン監獄及未決監兼少年監獄(Str. u. UntersGef.

Bautzen mit Jugendgef.)

ホーヘンネツク監獄(StrGef. Hoheneck)

Leipzig Kleinmeusdorf) ライブチッヒ・クラインモイズドルフ監獄(StrGef

ヴァルトハイム懲治監(Zuchthaus Waldheim) ツヴィカウ懲治監及未決監 (Zuchthaus u. Un'ersGef.

デュツセルドルフ控訴院管轄區域内

アンラート監獄(StrGef. Anrath)

デュッセルドルフoデーレンドルフ監獄(Gef. Disseldorf Derendorf)

レムシャイトのリュットリンクハウゼン懲治監(Zuchth

Remscheid-Luttringhausen)

フランクフルト控訴院管轄區域内 furt (M.) - Preungesheim) フランクフルト・プロインゲスハイム監獄 (StrGef. Frank-

ハムブルク・シュタット未決監 (UntersGef. Hamburg-

ハムブルク控訴院管轄區域内

Stadt)

burg-Fuhlsbüttel)

ハムブルク。フールスブユッテル刑務所(StrAnst. Ham

ブレーメンの刑務所(ブレーメン・オスレプスハウゼン懲

治監 Zuchthaus Bremen-Oslebshausen およびプレーメン・

オスタートーア監獄 Gef. Bremen-Ostertor)

ハム控訴院管轄區域内

ボフーム監獄乗少年監獄(StrGef. Bochum mit JugGef.)

ハーフオルト懲治監(Zuchthaus Herford)

ミユンスター 懲治监(Zuchthaus Münster)

— 81 —

グレーフェントンナ保安監置所(Sicherungsanstalt Grā-イヒタースハウゼン監獄(StrGef. Ichtershausen)

ヴァルテンブルク懲治監及保安監置所 (Zuchth. u. Sich-

カールスルーエ控訴院管轄區域内 ブルツフザール刑務所(StrAnstalten Bruchsal)

カールスルーエ監獄(Gefängnisse Karlsruhe) フライブルク監獄(Gelängnisse Freiburg)

マンハイム及ハイデルベルク監獄(Gefängnis Mannheim

u. Heidelberg)

カツセル控訴院管轄區域内カツセル・ヴェールハイデン懲治

湖 (Zuchthaus Kassel-Wehlheiden) ール控訴院管轄區域内

mit JugGef.) イミユンスター監獄兼少年監獄(StrGef. Neumiinster

(Frauenstraf- u. SichAnst. Lübeck-Lauerhof) リュウベック・ラウアーホッフ女子刑務所及保安監置所

ケルン監獄 (Gef. Köln) ルン控訴院管轄區域内

fängnis Wittlich) ヴイトリッヒ監獄および少年監獄(Straf-und Jugendge-ラインバッハ懲治監(Zuchthaus Rheinbach)

ニヒスベルク控訴院管轄區域内 ーニヒスベルク監獄(Gef. Königsburg)

オルデンブルク控訴院管轄區域内ヴェヒタ監獄及勞作所 ナウムベルク控訴院管轄區域内ハレ懲治監 マリエンヴエルダー控訴院管轄區域内シュトウーム監獄乗少 Anst. Wartenburg) 年監獄 (StrGef. Stuhm mit JugGef.) (StrGef. u. Arbeitshaus Vechta)

(Zuchthaus

ロストツク控訴院管轄區域内ドライベルゲン・ブユツツオウ 刑務所 (Strafanstalten Dreibergen-Bützow)

シュトウットガルト控訴院管轄區域內 ンユテッテイン控訴院管轄區域内 ナウガルト少年監獄(Jugendgefängnis Naugard) ゴルノウ懲治監(Zuchthaus Gollnow)

ツヴァイブルユッケン控訴院管轄區域内ツヴァイブルユッケ (Zuchth. Ludwigsburg mit Zweiganstalt Hohenasperg) ルドヴイヒスブルク懲治監兼ホーヘンアスベルク支所 ン監獄 (Strafgef. Zweibrücken) ハイルブロン少年監獄(Jugendgefängnis Heilbronn)

所にこれを設置する。 の意義におけるものし 二、犯罪生物學的蒐集所(一九三六年十一月十日の一般命令 パーペンブルク監獄營舍(Strafgef.-Lager Papenburg) — Deutsche Justiz S. 1552) は左記の個

ウットガルト各空訴院管轄區域についてはミュンヘン・シ ユターデルハイム監獄(StrGef. München-Stadelheim) ミュンヘン、バムベルク、ニュルンベルクおよびシュト

nisse Freiburg) カールスルーエ、ダルムシュタットおよびフランクフル

ト各控訴院管轄區域についてはフライブルク監獄(Gefang-

各控訴院管轄區域についてはケルン監獄(Gef. Köln) ハムおよびツエレ各盗訴院管轄區域についてはミュンス ケルン、ツヴァイブリュッケンおよびデュッセルドルフ 懲治監(Zuchthaus Münster)

ブルクシュタット未決監 (UntersGef. Hamburg-Stadt) びブラウンシュヴァイク各落訴院管轄區域についてはハム ハムブルク、キール、 ロストック、オルデンブルクおよ

(Gefängnis Berlin-Lehrter-Strasse) 轄區域についてはベルリン。レールター。シュトラーセ監獄 びにシュナイデミュールおよびメゼリッツ各地方裁判所管 高等法院管轄區域、シュテッテイン控訴院管轄區域なら

fängnis Königsberg) 裁判所管轄區域についてはケーニヒスベルク監獄(Ge-ケーニヒスベルク控訴院管轄區域およびエルビンク地方

はライプチツヒ未決監(UntersGef. Leipzig) ナウムブルク、カツセルおよびイエナ各控訴院管轄區域 ドレスデンおよびブレスラウ各控訴院管轄區域について

についてはハレ懲治監(Zuchthaus Halle)

イヒ少年指導機關、學校、治療所および養育院、公立療養所お 町村役場、黨の事務所およびその支所、國防軍、勞働奉仕、ラ 收容者身分帳、保健局、福利局および勞働局、警察官廳および 質の有無を再檢討すべきである。適當なる諸資料を供給するの 所定の新様式用紙に認むべきである。被調査者の陳述はその事 よび病院、保護教育所および雇傭主よりの通報である。 は特に裁判記錄、搜査補助機關および收容者保護機關の報告、 三、各調査所はその確定したるところを記載例の規準に從ひ

學的に調査された有罪犯人の再檢査の結果を蒐集し、 收容者の身分帳につき犯罪生物學的調査の確定したるところを 報告する。調査所はさらにその後の執行の期間を通じ犯罪生物 止めて所屬犯罪生物學的蒐集所に送付し、また刑務所長に對し 罪生物學的調査記録を少くとも様式用紙の二頁の謄本を手許に 四、調査所は調査完了後その確定したるところを記載した犯 且つ犯罪生物學的蒐集所にこれを通知する。 これを補

一 蒐集された資料の分類および整理ならびにそ五、犯罪生物學的蒐集所は左記の任務を有する。 きである。 理および利用。その際調査所の醫師の協力に價値を置くべ 嵬集された資料の分類および整理ならびにその科學的處

人種政策評議所の設置および活動のために援用さるべきで た收容者の全部に關するカードの作成。それは遺傳および 全國的凾入カードの使用による犯罪生物學的に調査され

\_\_\_ 82 \_\_\_

本誌二八卷三頁以下(一九三七年)所載 Rodewald,

所屬犯罪生物學的蒐集所に送致し、また刑務所長に收容者の身

きである。一切の何等かの達成し得べき基礎により被調査者の

「能ふ限り」、つまり時と事情の許す限り、その處理に服すべ

陳述に十分再檢査を遂げた調査の完了後、調査所はその報告を

的目的のために複本を保有する。 ある。ライヒ保健局は完成された各函入カードにつき統計

る。出生地が外國にあるときには、ライヒ保健局が第二の る場合には、當該の保健廳に二通の謄本を送付すべきであ し、また住所地および出生地に所屬する保健廳にいづれる 領域におけるその法律上の任務の遂行につき必要あるとき 謄本を保有する。保健廳に對しては遺傳および人種政策の 蒐集所は執行官廳および犯罪登録官に調査の事實を報告 調査記録の閲覧を許すべきである。

査方法に關し調査所の際師および協力者を教育する。かく き講演その他の教示により犯罪生物學的作業方法および調 して時の經過につれ統一的にして且つ網羅的な法律違反者 東集所の醫學的指導者は機式全紙およびその記載例に基

の人格調査が保證される。 蒐集所は事實上司法省に直屬するが、その報告について

は常に所屬被事長に複本を送付すべきである。

調査記錄」の印刷用紙はベルリンでテーゲル監獄において調製 六、記載例およびこれに属する附錄を有する「犯罪生物學的 必要の豫定に應して同所から直接これを受領すべきで

> 返し述べて來た希望が今や實現されるに至つたことを確めるこ 生物學の發展に關心を有する人々が既に以前より且つ常に繰り 犯罪生物學的事務を有することになつた。いかにもライヒ司法 の本質的性質」を統一的調査手續により研究せんとする一般的 かくて我々は今日ドイツのライヒ司法行政の管轄内に「收容者 たことが、今や統一されてライヒの全領域に及ぶこととなり、 の二三の邦に特別規定として全く種々様々な仕方で行はれて來 とができる。從來實際的犯罪生物學の分野にあつて催ドイツ國 省は既に一九三七年の初めに少年行刑令の改正に際し「少年行 決意を有するに至つた。さりながら、その一切の細目を伴ふこ 少年行刑中において各収容者を犯罪生物學的に調査せんとする 刑、刑事司法一般ならびに遺傳および人種政策の目標のため」 日の一般命令およびこれに屬する施行令なのであつて、 の事務自體の設置を始めて規定したのは一九三七年十一月三十 容を簡単に記し且つ必要なる限りにおいて補充的に説明せんと するのが以下に述べるところの目的である。 我々は腹臓なき喜悦と滿足とをもつて、ドイツにおける犯罪

minalpolitik (Stuttgart 1934) ねよら Gerichtsaal Bd. 犯罪生物學的事務の歴史については、特に Mezger, Kri-

批評 Zur Neuordnung des deutschen Jugendstrafvollzuges 本誌二九卷三一頁以下、一九三八年度所載の Sieverts の

=

(Viernstein) によつて刺戟され、デーゲン (Degen) によつて に常つては本質的にはバイエルンの模範に傚つたものだといふ 所で活動してゐる醫師である。唯この調査の、遂行に際しては 七十二個所の刑務所に調査所を開設することを計畫し、 しかもバイエルンに既に存在する施設を含めて差當りライヒの 査所を用意し、その上に若干の少數の蒐集所を置くに至った。 行つてゐるので、我々の一般命令もまた多數の犯罪生物學的調 べきである。バイエルンにおいてはフィールンシュタイ 持を受くべきである。教誨師は關係ある協力を求められてゐな 生物學的事務の本來の處理者として事に當るのは、當該の刑務 することを計畫した。これらの各所の所長として、從つて犯罪 ケルンにおけるさらにもう一個所の犯罪生物學的蒐集所を開設 風俗犯人の再檢査の準備および處理に當つてゐたものに加へて て、これまでライヒ司法行政の委嘱に應じてすべて斷種された ン、ケーニヒスベルク、ライブチツヒおよびハレに既に置かれ ユンヘン、フライブルク、ミユンスター、ハムブルク、ベルリ 一九二四年に實施された調査所および蒐集所の組織が具合よく きではないのである。 センにおける従來の慣行と反對に犯罪生物學的作業に關與すべ 「刑務所長の細則に從ひ」副所長、管區長および上級教師の支 いのであつて、從つて將來においてもバイエルンおよびプロイ 我々がまづこの事務の外的構成を問ふならば、今囘の新規定 またミ

Entmannung und Entmannungsuntersuchungen.

設では勿論とても出來ないことであるから、執行中の有罪犯人 の左記の群が規定上この事務によつて把握せらるべきである。 に犯罪生物學的見地からする研究を行はうとしても、現在の施 調査の蒐集および處理に當る。原則的に受刑中の各法律違反者 調査所は收容者の調査ならびにその他これに關してなされた

- 一 入所當時二十五歲未滿にしてしかも少年刑の執行中なる かまたは六個月以上の自由刑に處せられたる者、
- 二十五歳以上にして三年以上の自由刑に處せられたる
- られたる者、 自由剝奪を伴ふ保安および改善處分または斷種を宣告せ
- に始めて釋放さるべき者である。前述の群のその他の者は單に ならびに既に刑務所にありしかも一九三八年十二月二十日以後 は、犯罪生物學的調査所の附屬する刑務所に將來收容される者 實際においてはまづ第一段に上述の群のうちから顧慮すべき 切の收容者および在監者。 その他特別の理由により犯罪生物學的調査が望ましい

つ犯罪生物學的蒐集所にこれを通知すべきである。犯人の再觀察の結果を蒐集し、必要なる限りこれを補充し、且後にその後の執行の期間を通じ犯罪生物學的に調査された有罪後につき犯罪生物學的調査の結果を報告する。調査所長は最

り、且つその指導者がその地の大學にあつて犯罪生物學または る。科學的目的のための作業結果の意圖された利用にとつて に希望するやらに、調査所の醫師の協力に重きを置くべきであ すにあるのであって、その際にはわが一般命令の施行令が明白 計的調査にとつて役立つべきものである。その原本は蒐集所に 査記録の一覧表として保健廳による利用のためならびに大量統 收容者の全部の索引カードとして、次にはその場合行はれた調 る。函カードはまづ犯罪生物學的蒐集所の管轄内で處理された 調査された收容者の全部のカードの作成を義務づけられてゐ 授と命令的に常に連絡を保つべきことが疑ひもなく大いに役立 刑事司法の諸機關の利用に備へ、ならびにその科學的處理をな 學的研究所ならびに收容者の住所地および出生地に所屬する保 保存されてゐるが、謄本がそれぞれライヒ保健局所屬犯罪生物 つことになる。さらに蒐集所は官設の保健事務において實施さ 例へば刑事學もしくは法醫學のごとき近接部門を講ずる大學教 健廰に没付せらるべきである。收容者の出生地および住所地が れてゐる遺傳生物學的函カードの使用のもとに犯罪生物學的に かくて蒐集所の任務は蒐集された資料を分類し、整理しまた すべての犯罪生物學的蒐集所が大學所在都市に置かれてを

一致してゐる場合には、それにも枸はらず二通の謄本が當該保ときは、遺傳生物學的調査の同樣の場合にライヒ內務省によって命ぜられた取扱と同じく第三の層本がライヒ保健局に送付さるべきである。蒐集所はさらに執行官廳および犯罪登録官に對され得るのであつて、わが一般命令の施行令によれば保健廳にされ得るのであつて、内者の側の關心のうちに置かれ且つ權威あべきものであつて、兩者の側の關心のうちに置かれ且つ權威ある場所で希望されてゐる。犯罪生物學と官設の保健政策との關係の形成に特に役立つのである。

Offentliche Gesundheitsdienst Bd. F. 7/8. 1935/1936 における Linden ねょう Gütt-Rüdin-Ruttke, Zur Verhütung erbkranken Nachwwuchses. Gesetz und Erläuterungen. 2. Aufl., München 1936, S. 63 参照。

分の決定前ならびに刑の執行または自由剝奪を伴ふ保安および の遺傳價値に懸つてゐること、從つて前者の評價が後者のそれ的能力價値の決定にあり、さらして他面社會的能力價値が人格態が收容者から何を了解すべきかの判斷」つまり被驗者の社會 定のための必要なる基礎を提供し、なほその他經驗上立法者に 改善處分の執行前に屬する醫學的鑑定人に對し犯罪生物學的鑑 は刑事司法ならびに遺傳および人種政策である。我々の作業は に至るであらう。これによってそれはさらにいかなる場合に促 收容者の遺傳質の調査にも及ばなければならぬことを了解する 觸れる限りにおいて助言を與ふることにより刑事司法に寄與す 「特に」自由刑の賦科および條件附釋放前、保安および改善處 すべてを考慮するならば、犯罪生物學的調査はまた研究された を前提としてゐることを考慮するならば、すなはち、これらの 對し刑事政策的措置の新設および改正に當りその認識領域に相 際的遺傳および人種政策の努力を目標に支持するのである。 進的または淘汰的の優生學的措置を執るべきかを知るために、 周知のごとくドイツ民族の遺傳生物學的調査に盡力してゐる實 (五) 犯罪生物學的鑑定にあつては一面その主要事が「民族共同 一九三七年一月二十二日の少年行刑に關するライヒ司法

は、 Sieverts, a. a. O. S. 36 および同所に引用された、 遺傳價値および社會的能力價値の區別の重要性に關して

ば、かくしてのみ時の經過するにつれ全國における法律違反者

大臣の一般命令第一六條よりの用語上特に成功してゐる文

"Das junge Deutschland" 1937, S. 311 ff. 所載の Lottigの券作 Erbwert und jugendpflegerische Massnahmen を参の券作 Erbwert und jugendpflegerische Massnahmen を参の券件 Erbwert und jugendpflegerische Massnahmen を参の券件 Erbwert und jugendpflegerische Massnahmen を参

P Schütt, Die erbbiologische Bestandsaufnahme, Der Öffentliche Gesundheitsdienst B, 2. Jahrg. S. 241 ff., 1936 & idem, Erläuterungen zur erbbiologischen Pestandsaufnahme, ibid. A, S. 255 ff., 1936.

上述の目的のためには、わが一般命令の規定せるがごとく、「収容者の本質的性質、すなはち、遺傳素質と併せて生のうちに且つ生を通して作用される人格の形成」を計畫的に研究すべきである。かくて我々の調査客體をその行為において理解するためにその性格を守明することが肝要となる。從つて犯罪生物を的事務に携はるすべての人々、しかも特に醫師にとつて斷じて達成の容易ならざる義務が課せられてゐる。しかり、彼等をして調査記錄およびこれに附屬する記載例中に精確に示されてゐる、全く一定した手續に從つて作業させるといふ事情さへも、ある、全く一定した手續に從つて作業させるといふ事情さへも、ある、全く一定した手續に從つて作業させるといふ事情さへも、ある、全く一定した手續に從つて作業させるといふ事情さへも、ある、全く一定した手續に從つて作業させるといふ事情さへも、ある。そこで頗る推獎さるべきは、蒐集所の醫師および協力物學的作業方法および調査方法に關し調査所の醫師および協力者を教育すべきことを命ぜられてゐることである。何となれる人格の形成」を計畫的に示されて過ぎない。そこで頗る推奨さるべきは、蒐集所の醫師および協力を教育すべきことを命ぜられてゐることである。何となれる。

- 86 ---

の人格研究が網羅的且つ統一的に達成されるからである。
in Riidin, Erblehre und Rassenhygiene im völkischen

Staat, München 1934.

をの際全く特に重要なことは、医師たちを病者に對する をの際全く特に重要なことは、医師たちを病者に對する

(Többen) が参加したのであった。此處に「適合」といふ言葉 - (Kretschmer) の精神生物圖式もまたその編成に當つて注意のであることがはつきり判つてゐることであり、クレッチュマ においてはこれらの複範とは異なつてゐる。蓋し、それは内容 た。識者にとつてはそれがバイエルンの調査用 を用ひたのは、我々の調査記錄が決してこの國際的草案の引き エー・シェファー および形式上ベルンの國際刑法並行刑委員會の推奨する國際的 が最後に決定するまでには、澤山の草案が觀察されたのであつ ゐるといふ事實である。爾後採用されることになった調査用紙 行ふに當し、特に强調すべきは、それがその終局的な形態をラ 國際的調査様式の制定に當つてはドイツの側からはベルリンの 調査様式に適合せしめられたものであるからである。なほこの されないではなかったのである。それは勿論分類や若干の細目 イヒ司法省、ライヒ内務省およびライヒ保健局の協力に負らて 我々が今や既に論じた調査行為を記述し併せてこれが説明を (E. Schäfer) とミュンスター 紙に由來するも

> 寫しとか飜譯とかでないことをいふのである。その劃一化に拘 はらずそれはドイツの科學の特別の關心およびわが國の特殊事 はらずそれはドイツの科學の特別の關心およびわが國の特殊事 したものではない。いふまでもなくこの新用紙は從來バイエル ンその他の模型を利用して來たすべての人々にとつて最初のう ちは或る程度まで作業を困難ならしめるであらう。だが、人々 ちは或る程度まで作業を困難ならしめるであらう。だが、人々 ちしなければならないのであり、さらにかくしてのみ始めて國 例および國外における調査と利用との結果が可能となり且つ確 保されるのである。

10 v. Rohden, Einführung in die kriminalbiologische Methodenlehre (Berlin und Wien) S. 197 ff. と中間やれて ある<sup>0</sup>

Kretschmer, Medizinische Psychologie, 4. Aufl. (Leip

書き損じても、往々にして最早利用されないし、或はまた全體書き損じても、往々にして最早利用されてゐる。
本語 1930) S. 219 ff. に印刷されてゐる。
か形について注意すべきは、幅一センチの緣のあるA四版の外形について注意すべきは、幅一センチの緣のあるA四版の別に一貫を明正の方がずつと經濟的に思はれる。 ことである。冊子の代はりにルーズ・リーフが特に選ばれたのは、冊子は多數の人々が多少とも同時になすところの調査結果の記入に適してゐないからである。 さらにルーズ・リーフを用ひる方がずつと經濟的に思はれる。 ことである。 一種子の代はりにルーズ・リーフが特に選ばれたのは、冊子はをつまである。 ことである。冊子の代はりにルーズ・リーフが特に選ばれたのは、冊子はたつた一頁用ひる方がずつと經濟的に思はれる。 ことができるやうになっての識が出まれてゐる。

として既に廢棄されてしまふからである。調査用紙に認めるにとがわかつたときには、記載例によれば報告の續き乃至は報告には、真數と相並んで順次b、c、d ……と記すべきである。には、真數と相並んで順次b、c、d ……と記すべきである。には、真數と相並んで順次b、c、d ……と記すべきである。には、真數と相並んで順次b、c、d ……と記すべきである。から、我々の記錄はすべての以下に擧げる諸契機に關して報告から、我々の記錄はすべての以下に擧げる諸契機に關して報告をよすべきものである。

をなすべきものである。 第一頁は氏名、最後の住所地、民族所屬、母國語等による被験者の簡單な記載を要求する。その他蒐集所長に對し黑枠内の 個所に綜合的判定を與へる餘地を提供してゐる。これがいかな る細目に及ぶべきか、また何がその本來の目的であるかについ てはさらに後述するであらう。

第三頁は「犯罪學的・刑罰學的所見報告」と名付けられ、計等三頁は「犯罪學的・刑罰學的現狀にとつて重要な個人的事實、および行為情狀(減輕的、加重的情狀)の知識。および行為情狀(減輕的、加重的情狀)の知識。

會學的所見報告と全く同樣何等の發問をも含んでゐない。顧慮第三頁は「犯罪學的。刑罰學的所見報告」と名付けられ、社

鑑定、判決理由)からの摘錄により、また必要あるときは收容 者の犯罪性の發展および前刑受刑中の行状に關しなるべく詳細 役立たなければならない。犯罪學的。刑罰學的調査用紙は收容 が、それは疑ひもなく所見の記載の際におけるよりよき記入に 度、懲罰、自損行爲、拘禁性精神病、終局的意見〉から收容者 作業能力および作業成績、上司および收容者同志に對する態 者がこれまで在所した刑務所の身分帳(拘禁の種類、受刑中の のみをもつて滿足すべきではない。むしろ刑事記錄へ法醫學的 る。さりながら、この場合ひとり刑罰登録簿抄本の記載の反復 よるのみならず、また記錄に基いてこれを認めることを許され は、記載例が特に力説してゐるやうに、單に被調査者の主張に にして且つ信用し得べき報告を與ふべきである。だからそれ せらるべき諸契機はむしろ記載例中に記されてゐるだけである たか否か(何時か、いかなる期間およびいかなる機關によって 科せられたかと、治療教育的處置、保護觀察、保護教育を受け の犯罪的發展の資樣を明瞭に表示することを要する。その際特 **處分が科せられたか、外國において處罰されたか否か、さら** 中に處罰されたか否か、いかなる囘敷といかなる理由で刑事裁 丐の廉でのごとし、處罰されたか否か、<br />
勞働奉仕中または<br />
兵役 られたか否か(何時か、何故か、いかなる刑または改善處分が に明かにすべきは、被調査者が少年裁判官によって責任を認め 判官により責任を認められたか、いかなる改善處分または保安 警察上の規定および命令の違反の康によって(例へば乞

--- 89

の後停止されたかといふことである。觀察される諸記録はなる すべきである。報告の終りには判明された所見を收容者の犯罪 物學的調査所の醫師的指導者が摘錄の作成を配慮し乃至は監督 記載に基き上級の監獄官吏により乃至はその指揮および指導の べく作成時の順序に從ひ、且つ可能なる限り刑罰登錄簿抄本の することになる。 的發展の本質的なるものを强調する若干の命題中に簡単に總括 もとに摘錄さるべきである。醫學上の意見については、犯罪生 て最後にその收容者に對しいかなる手續が提起され、しかもそ

べきである。質問の細目は次のごとし。 自分自身の再檢重に基き記載に對し事實に卽した資料を用意す 質問と相並んで記入すべきである。その後さらに血族表その他 を以下に揚げる諸狀況につき順序に從つて質問し、その解答を である。その作成に際しては記載例によれば、まづ被験者自身 股験者の報告に結びついてある諸照會<br />
●校や雇傭主や警察の 第四頁は收容者の生活史からの社會學的に重要な事情の記述 患者日誌、保護記録等の集取)の助けを借り、

教育的能力(良き、悪しき例、乞丐への勸め等) 家計の實行。貪欲、儉約、浪費的 獲られた生活上の地位、活動の様子の報告)

知能段階。普通、平均以下、平均以上 職業活動(規則的收入を伴ふ職業、機會的勞働者、 宗教性。信仰あり、信仰深し、僞信的、狂信的、無

關心、反宗教的

= 母、 職業活動(規則的收入を伴ふ職業、機會的勞働者 獲られた生活上の地位、活動の様子の記載)

家計の實行。貪欲、儉約、浪費的

教育的能力(良き) 悪しき例、乞丐への勸め等と

知能段階。普通、平均以下、平均以上 宗教性。信仰あり、 信仰深し、僞信的、狂信的、

親の家庭における事情

收容者の出生時

その後

兩親の家族關係。旣婚、別居、離別、死別、再婚、荒ん だ結婚生活、機會的關係において生活す

兩親相互の關係。和合、時として喧嘩すへ重要な理由あ なしし、 不和合

家族の經濟狀態。不良(失業、無保護、疾患、老朽等の

家族の評判。良好、不良、愛されてゐる、 ためし、 十分、良好、甚だ良好 嫌はれてゐ

親の家庭における子の地位。嫡生子、私生子、 子、繼子、養ひ子。父方、母方、兩親雙方。龍子、獨 庶子。

玉、 親の家庭に對する子の關係。懷いてゐる、愛情深し、反り子、末子。

抗的、敵視的、 憎惡的、無關心。聯絡の保持。弛緩、

收容者の教育。家庭的教育(父、母、その他の親族、他喪失(理由) ら、飲酒癖ある母から、兄弟姉妹から、繼母から、そ 子が家族内において放任されたりへ雨親、 親、兄弟姉妹、または下宿人によってン誘惑された の他の家族から)、背徳とか盗みとか虚言とかに(兩 人から與へられた)または家庭外の教育へ施設内にお 甘やかされ、無理解に取扱はれまたは過度に嚴格に教 または末子として)やその他の教育者の側から非常に 育されたりしなかつたか否かといふことである。最後 乞丐を勸められたり、兩親の側から、特に獨り子 虐待されたり(兩親から、特に飲酒癖ある父か 教育關係の説明に際して特に經驗すべきは、 召使の側か

七、 學校教育。通つた學校の種類(都會田舍の學校、公立主 中等學校、專門學校、職業學校、補習學校、高等教育 たは私立學校、宗派的學校、低腦兒學校、國民學校、 に宗教的教育に顧慮が拂はるべきである。 施設、大學)

**迪**學期間

通序。規則的一 - 不規則(疾患、無斷缺席、家庭的事

情、所得上の强制のためン

教師に對する關係

成績(落第したか、何囘か、いかなる級においてか、 學科目に對する嫌悪または特別の關心)

八、

開始の年齢

遊歴時代(訪れた方面および土地) 見習時代(終了す、中斷す) 最初の職業へ自ら選擇す、强制さる)

雇傭主および同輩に對する態度 所得(その使用の高および模様) 徒弟および親方時代(試験事項)

轉職(理由)

失業へ自己に責任あり、責任なしン

九 勞働率仕および兵役。入隊、勤務期間、兵種、行狀、 傷へいかなる病院において且ついかなる期間かり、 病(いかなる病院において且ついかなる期間か)、 した階級。戰爭への参加(前線) 禁(何處で且ついかなる期間か)、 護(いかなる病院において且ついかなる期間か)、 -兵站〉、表彰、 退役。恩給。外地 負

收容者の家庭的關係

Q 一般的關係(結婚、結婚類似の關係、機會的關係におい

て生活す。いかなる期間か。住居。榮養。子の數。そ のうち調査の當時生存し且つ世話を受けてゐない者は

妻の諸特性(結婚または關係開始の年齡。同棲前の職 業。主婦たる資格。教育的能力。知能狀態。顯著なる 性格特徵。宗教性。犯罪性

子に對する態度。溺愛、用意周到、優しい、愛情深し、 妻に對する態度。隷屬的、感謝的、用意周到、優しい、 讓步的、寬大、依怙贔負、固陋、無關心、嚴格、暴力 愛情深し、譲步的、無關心、支配的、假借なし、野蠻

環境の種類(大都市、工業都市、小都市、田舍の環境) 社會生活における地位および社會生活に對する地位的、敵意的

日常の交際および友人仲間

生活上の享樂に對する態度(讀物、 休業時における生活の仕方 勝負事、 スポーツ

映畫、劇場、コーヒー店、飲食店)

、重要なる生活上の出來事(相續、破産、その他の經濟政治的方面における態度

上の損失、疾患、災厄、死亡)

な犯因性諸要素を簡單に明かにすべきである。 最後に總括中において社會的環境に根ざしてゐる最も重要

第五頁は「特に遺傳性を顧慮したる祖先および子孫の健康

示して擧げることによつて、用紙中に掲げられた疾患および異 特質)の場合これらを具ふる人々を被験者に對する親族關係を 染病、福毒、特殊の天賦および遺傳的に制約された著しい性格 中毒、慢性疾患、犯罪性、道德的不良、自殺、結核その他の傳 遺傳的神經病、遺傳的なる身體的不具、精神病質、アルコール は、記載例の希望するがごとくんば、用紙に掲げられた疾患お を指示すれば足りるであらう。唯遺傳學的に特に重要な場合に 狀態に關する報告」を置くべきである。この場合普通には血族表 よび異常(精神薄弱、癲癇、精神病、遺傳的眼疾および耳疾、

によればよりよき郷 充てられてゐる。問題となる狀況を記するに當つては、記載例 第六頁は收容者の精神的および身體的發展の緊學的旣往症に常を要領よく繰り返すべきである。 ふべきである。 とによって少年期、成熟期およびその後の時期を區別して取扱 関を與ふるため、次のやうな分類をするこ

- 92 ---

一、少年期

出生(姙娠、分娩、 安禪時)

幼時的發達(步行、言語、齒牙發生、夜尿症、夜驚

(c) 小兒病(佝僂病、腺病、淋巴腺炎、痙癴、麻疹、猖 紅熱、紅疹、喘息、洗行性感冒、口峽炎)

二、思春期。夙發一 一普通一 -遲發。突發的-

三、その後の時期へ打克つた重大な権病および負傷、 愛、時としては退縮) 仕方、榮養、アルコールおよび煙草の攝取、 病的好

あつては特にその月經および懐姙關係を簡単に記載すべきであ びその性生活(開始、リビド、ポテンツ、性的活動とその刺戟 書、その睡眠(睡眠欲望、睡眠の深さ、夢、髪言、夢遊)およ 易であらう。蓋し、顧慮せらるべき諸契機が順序よく記錄中に叙 特徴、特に身體障害および疾患の記載は醫師にとつて比較的容 る。必要あれば月經閉止期の形成も特徴づくべきである。身體 の異常)に關する被調査者の陳述を記入すべきである。女子に 鎌のために用意されてゐる。その他この場合何等かの機能障 質および状態が精確に記入されてゐるからである。 述されてをり、しかも特に記載例中に各點につき問題となる性 七頁は身體的調査に當つて醫師によつてなされた所見の記

態學的事質を記すものである。この場合もまた記載例中に各點 第八頁は身體構造の判定にとつて重要な人體測定的および形

につき何を確定すべきかが記載されてゐる。

**結果の描寫に充てられてゐる。所見記入における正確な完備を** 第九頁は器質的關係における神經系統の調査の際に獲られた 說明書中に獨自の雛型があり、その遵守が勸奬さ

合もまた記載例中に印刷されてゐる雛型が作業を容易ならしめ 第一〇頁は心的調査の結果の記入に充てられてゐる。この場

> 被驗者の態度、その運動學、その表現機能ならびにその言語、 その表情、その身振およびその筆蹟、その把握力および注意 能力を含む〉知識成績(學校知識および一般知識)ならびに特 活およびその知能を顧慮すべきである。知能檢査は記憶へ注意 力、その感情生活および情緒生活、その意志生活、その衝動生 ようとしてゐる。心的所見の調査に際しては、調査者に對する 象能力、想像能力、道德的一般表象および直觀的・質際的思惟 に本來の知能的能力(判斷能力、批判能力、結合能力および抽 性、固定傾向、感官的に具體的な表象内容および經過への傾 種的差異へ聯合の明瞭度、迅速度および敏捷度、その解放可能 への知能的洞察)に及ぶべきである。量的差異と相並んでまた

第一一頁は何等かの重大な精神的障害が調査の際または受刑向)を注意すべきである。 中認められた場合にのみ記載される。所見記入のためには説明

書中に再び獨自の雛型が與へられてゐる。

此處にはまづ犯罪生物學的調査所長が收容者の生物學的類型お 後、犯罪生物學的報告の形式中にすべてのなされた調査を簡單 的蒐集所から通知された一切の報告および鑑定の案乃 至謄本 に總括すべきである。次いで此處に收容者に關して犯罪生物學 よびこれと収容者の社會的行狀との關聯に關する判斷を與へた (時としては添附書類に存することもある) を取纏めて收むべ 第一二頁は「犯罪生物學的報告」と標題が付せられてゐる。

のであり、特にその際理論はフィールンシュタイン、エクスナ 學的事務の範圍内で果すべき任務の最も困難な部分を意味する

て環境と素質とが同一强度で關與してゐたかについての決定を れとも素質に制約されてゐたか、それともまたその發展に當つ に基き、收容者の犯罪性が主として環境に制約されてゐたか、そ ことになつてゐる。 要求する。さらに此處には受刑中に收容者に對し適用された處 および結果を表示し、併せて拘禁中になされた觀察を記載する 第一三頁はまづ「犯罪性の判定」なる標題のもとに一切の調査 一く教育的影響、授業、刑務所内の作業、醫學的取扱)の種類

**處分および釋放後の時期について計畫されてゐる處置に關して** 第一四頁は釋放にとつて規準となった狀況、命ぜられた保安

報告すべきである。

官廳によつてなされた、釋放後の時期における受刑者の行狀に **査完了後直ちに送付された記錄に對する追加として犯罪生物學** 関する報告に充てられてゐる。この簡単な表示からわかるやう 主として用ひられる。そこで説明書は一三・一四丁および一五・ はれてからずつと後の時期になされた確定および調査の記錄に に、この丁は前の丁と同様、その性質上犯罪生物學的調査が行 一六丁をまづ手許に留めて置き、記入が濟んでから後始めて調 第一五頁および第一六頁は釋放保護機關、保健廳および警察

**査者の生活經歷の描寫に充てられてをり、それは同時に筆蹟檢** 一七頁および第一八頁は收容者が「自筆」でなすべき被調集所に提出することを勸めてゐる。

査に役立つことになる。

錄に特殊の形式用紙が添へられる。 函カードの犯罪生物學的調査および提出)については、調査記 の交渉(再検査および補充のための血族表の送付、質施された 本・シおよび私的機関における報告の集取ならびに保健官廳と とになってゐるといふことである。種々の公的(刑罰登錄簿抄 録の表示を、後の丁の内側には收容者の當時の寫真を載せるこ 最後になほ注意すべきは、記錄の表紙の前の丁の内側には記

るやうに、前調査者と異なる判断に達じたとすると、彼は説明 られることができる。蒐集所長がその際、例へばクレッチュマ よび事後檢査に關してもまた完全に完了した場合に始めて與へ 的摘録に歸着するところのそれは、調査が集取せられた報告お 記録の第一頁に黑く枠を取つた個所に曩に論じた綜合的判定を 送付されると、蒐集所長は義務的にその内容を檢閱し、 い場合には、彼はまづ自分自身の意見を記入し、括孤内に前調 の一致を見るやうに圖らなければならない。一致が求められな 書によれば調査所長に了解を求め、事實上の論議を通して意見 **與ふべきである。いふまでもなく、根本的には記録からの標語** 査者の異見を附記する。 ーによる性格類型への人格の編入に當つて確かに容易く生じ得 さて調査所によって各欄の全部を滅たされた用紙が蒐集所に

決定が要求される。その際クレッチュマーによる身體構造類型 および人種所屬を表示すべきであり、その他診斷を示してすべ 綜合的判定の範圍にあつては、まづもつて人體的全體構造の

を摘出すべきである。同時に要求されるところの社會的評價にヘクレッチュマーに據る。類型化の試み による 心的全體構造 息を記述すべきである。さらに臨床精神病學的および性格學的 ての重要な當面の疾患および不具ならびに調査される收容者の かといふ記載で足りる。希望された遺傳學的評價は、被調査者會關係において絶えずまたは暫く社會的に有價値でさへあつた までの生活の仕方がどうであつたか、つまり彼が社會の公敵 ついては、説明書によれば、自由な境遇における被験者のこれ 父母、兄弟姉妹および子〉に遺傳的負因かあるやうに思はれる が遺傳病者であるか、または近親(被験者の祖父母、父母、叔 か、情緒犯人か、それとも狀態犯人かを表示し、その犯罪性が る。「犯罪生物學的判定」の欄においては、被歐者が機會犯人 か、それともないやうに思はれるかについて報告すべきであ (現在の) 狀態に影響したところの疾患結果および打克つた疾 主として動いてゐる犯罪群を簡単に(例へば竊盗者、詐欺者、 (反社會的) であるか、寄生生活者 (非社會的) であるか、社 の仕方に對して始められる刑事政策的處置に內在する結果の見 る。最後になは法律違反者の人格を記録に基き、受刑後の生活 臓物故買者、風俗犯人、殺人者、放火者のごとし〕掲ぐべきであ 込に願して豫後的に(豫見的に改善可能かそれとも改善不能 か)評價すべきである。この豫言は疑ひもなく醫師が犯罪生物

> らないのである。 およびその學派の努力にも拘はらず殆んど何等の助けにもな

神界を少くとも幾分心得てゐる軍隊心理學者なればなほさ ・その被験者の豫期された行狀に闘する判斷を歸する精

unverbesserlichen Verbrechers. Mitteilungen der Kriminalbiologischen Gesellschaft Bd. 1 S. 26 ff. (Graz 1928 der Kriminalbiologischen Gesellschaft(军行子)° Schiedt, schen Gesellschaft in München in Bd. 5 der Mitteilungen ag gehalten auf der Exner, Die Prognose bei Rückfällsverbrechern, Vortr Viernstein, Über Typen des verbesserlichen und Arbeitstagung der Kriminalbiologi-

前さらにもう一度批判的に檢閱されることを得せしめようとす にこのごとによつて調査記録が正確な審級順序を經てその利用 ゐるといふことについては、十分な理由がある。すなはち、特 分業はさらにまた、たつた九人から七十人以下の人々がまさし 上の熱心を昂めることを助けることになる。最後に完結された るのである。加之監督について知ることは調査所における作業 ために努力することによっていかなる目標に役立つにせよ、調 くその後の理論的および實際的利用にとつて頗る重要な總括の 今論じた總括が調査所自身にではなしに、嵬集所に任されて

Ein Beitrag zum Problem der Rückfallsprognose, München

ひを容れざるところである。それは確かにライターが當時正當い。我々がこの新規定に賛意を表することを惜まないことは疑 くて鑑定人の選擇を官廳の自由裁量に任せてゐる。そこで原則 ができるのかといふ問題をわが一般命令はそのままにしてゐ に基いてのみ判断する鑑定人を永久に別離するに全く適當して るのであつて、調査所長でも裁判醫でも將また 監獄 醫でもい 的にはあらゆる醫師が犯罪生物學的鑑定をなすことを引受け得 る。第一條中には唯醫學的鑑定人といつてゐるだけであり、か におけるやうに蒐集所長のみか、それともその他の醫師もそれ 査結果の判定の統一化に貢献すべきである。 し、またパイエルンで今日まで行はれてゐたやうな、單に記錄 に非難したやうな資料蒐集と資料評價との分離を有效に防止 ゐるのである。 何人が裁判上犯罪生物學的鑑定を報告すべきか、バイエルン

Kriminalpsychologie und Strafrechtsreform, 22. Jahrg. 1931, S. 78 ff. wärtigen Stande der Kriminalbiologie, Monatsschrift für Reiter, H., Grundsätzliche Bemerkungen zum gegen

設の發展および繁榮に對し常に全力を擧げて支持されようとす である。それにも拘はらず私が筆を擱かない所以は、我々の施 る限りにおいては、これですべての重要なことを述べたつもり 一九三七年十一月三十日の一般命令およびその施行令から生ず 私見によれば、犯罪生物學的事務の規定に關しては、それが

> 確に關する論議を可能ならしめることである。さらしてもしこ 送らんがためである。まづ第一にこのことは犯罪生物學的調査 また全關係文献が一個所に統合され且つ入手し得るに至るなら ろのすべてのことをなし遂げたことになるであらう。かくして 物學的理論および實際のために本當にそれから期待し得るとこ てもその欄を割かねるならば、犯罪生物學協會の機關は犯罪生 時の經つにつれ數多く現はれて來るところの諸々の困難や不明 でその後に大切なのは、この事務の生ける實踐のうちに確かに すべての人々の訓練が疑ひもなく最も肝要だからである。次い であらう。何となれば、目下のところこの事務に携はつてゐる および鑑定の種々の部門を取扱ふ論文の收錄によつて行はれる る、本誌の尊敬すべき編輯部の同意に向つて心からなる挨拶を ば何といふ歡びであらうか。 の月刊誌が最後にこの事務に對しその學問的收獲の報告に對し 96 -

29. Jahrgang 1938, Heft 2, S. 65 ff.) (Monatsschrift für Kriminalbiologie und Strafrechtsreform,

へ譯者 日 神 憲 郎

### 刑

B (宮崎)、山形 (秋田)、釧路 刑務支所ノ縮少 行政簡素化ノ爲ニスル 大分

活潑ナル討議行ハル 化防止、刑事警察ノ相互連 緊緊密化等ノ問題ヲ中心ニ 一三六六、一三六七) (内務省) ―青少年ノ不良 全國刑事課長會議院催

二十六日

會館二開催四日間

(第三囘)

-大東亜

十三日 ゲ斯界功勢者ノ表彰ヲ行フ 三周年ヲ迎へ司法保護協會 會ニ司法保護記念式典ヲ擧 ハ司法省協力ノ下ニ刑務協 行政簡素化ノ爲ニス 司法保護事業法施行 二十七日

究メ時局即應ノ知識ヲ研鑽

四回)一行刑教化ノ理念ヲ

教誨師研究會(第

セシムル趣旨ノモトニ真宗

兩派本願寺ハ恒例研究會ヲ

三日

策並刑務作

ベキ事項如何」

政 年

(至同年十二月年九月

十八日 (金澤)、浦上(長崎)、福島 ル刑務支所ノ縮少二ー福井 及訓練實施ノ經驗ニ鑑ミ考 項ハ「青少年訓練所ノ教授 催セラル本省提出ノ協議事 後最初,協議會二日間三五 (宮城) 各刑務支所同前(行 慮スペキ點如何」 リ司法大臣官邸會議室ニ開 刑局長通牒行甲一五五六〉 主任協議會一 全國少年刑務所教育 大政翼營會中央協 主任制度制定

(網走)ノ各刑務支所ハ刑

刑局長通牒行甲一三五六、 容スルコトニ改メラル(行 事被告人及被疑者ノミヲ收

> 三十日 海軍監獄職員ノ服制 B 改正(勅令六五九) 間研究員二十餘名 刑務協會二開會ス會期二週

刑務支所ノ廢止並ニ縮少三 所ノ收容區分ヲ縮少ス(行 四刑務支所ヲ廢止シ(告示 一船木(山口)、玉島(岡山)、 一年省令第二五號保健技師 中改正)富山(金澤) 刑務支 三六、昭和四年告示四二號 大洲(松山)、仙臺(宮城)、ノ 保健技手藥劑師教誨師教師 務職員定員ノ改正 作業技師作業技手及看守人 行政簡素化ノ爲ニスル刑 **同長通牒行甲一七〇四**〉 -大正十

> 定員ノ件中改正(省令七一) 改正(省令七二) 防拘禁所教導ノ定員ノ件中 裁判所中一〇一箇所ノ裁判 限ヲ縮少シ(同七〇)全國區 止(省令六九)三七箇所ノ權 方裁判所支部ノ中八箇所廢 昭和十六年省令第五二號豫 裁判所ノ簡素化―全國地

年保護司保護觀察所保護司 展充實ラ圖ル為特ニ考慮ス 務局保護官等三日間司法省 矯正院教官司法保護委員事 藏ヲ行フ「戰時下ノ國策ニ ニ會同左ノ諮問事項ニ付協 順應シテ司法保護事業ノ淮 司法保護實務家會同一少

- 97 -

事務ヲ停止ス(告示三二)

畫ニ資スル爲全國刑務所收 設定ス(行刑局長通牒行甲 容受刑者ノ(管理定員)ヲ 業經營ニ對スル勞務動員計 一七四一)

慈ニ感泣ス 司法部職員ハ其ノ光榮ニ感 少年院及府中刑務所二台臨 激シ收容者モ亦皇室ノ御仁 賀陽宮恒憲王殿下多摩

定ム(行刑局長通牒行甲一 十一月分ヨリ實施ノコトニ 賞與金ノ計算方法ヲ統一シ 刑事被告人ニ對スル作業

十五日 及位置ノ件中改正)一岡崎 更ノ上豐橋刑務支所ト共ニ 少年刑務所、刑務支所ニ變 年告示四〇特設監獄ノ名稱 止シ新ニ松本少年刑務所ヲ 名古屋刑務所ノ所轄トシ松 設置ス(告示三九、大正十一 岡崎少年刑務所ヲ廢

> 、二分監ノ名稱及位置ノ件中 (告示四〇、昭和四年告示四 本刑務支所ハ之ヲ酸止ス

官依令通牒行甲一八〇六〇 控訴院管內、 出案党河者選定範圍內東京 出案要綱ヲ決定ス(司法次 爲造船作業ニ對スル受刑者 強化ノ國策ニ協力セシムル ハ懲役男受刑者ニシテ改悛 名稱ハ石川島造船訓練隊 同上選定資格

教誨師養成所(第四囘)

受刑者ヲシテ造船案擴充

ル者、施行刑務所ハ小菅ト ノ狀著シク假釋放ノ見込ア

間ハ三週間養成員ハ二十八刑務協會ニ開設セラル、期

十六日 靖國神社臨時大祭三 在監者ノ就業ヲ免ゼラル 付諸官員ニ休暇ヲ賜リ臨時

> 二十一日 二十二日經濟實務家(判、 檢事) 會同三日間大臣官邸 定ス(訓令行甲一八二四) 設二件と其ノ移送區分ヲ設 中心トセル協議事項ヲ持寄 ニ開催セラル各地元ノ事情 ニ基礎ヲ置ケル經濟事情ヲ 松本少年刑務所新

二十四日 海軍法務科士官實 務修督規則中改正(海軍省

三十一日 令第二五號中改正) 護士指定ニ關スル件制定施 ニ件フ州務職員定員ノ改正 (省令七六、大正十一年省 陸軍軍法會議法ニ依ル辯 軍需構外作案施行

並臺灣司法保護委員令(動 行スルノ件(勅令七〇四) 行(陸軍省令五九) 司法保護事業ヲ臺灣ニ施

令七〇五 公布一少年法二

り協議ヲ行フ

依り保護處分ヲ受ケタル者

十一月 一日 内外地ヲ通ジ全面的行 會ニ關スル事項ヲ除キ司法 ラルルコトトナル 保護事業法ハ臺灣ニ施行セ (1)司法省關係ノ簡案化 政機構簡素化質施セラル ノ保護並司法保護事業委員

廢止シ其ノ事務ヲ各局課 ロ職員定員ノ改正―行政編縮少ス ヲ總務刑務錬成ノ三課ニ 四課ヲ三課ニ、刑事局ノ ニ分屬セシメ、民事局ノ 六課ヲ總務刑事思想經濟 簡素化實施ノ爲ニスル司 輔導心想輔導ノ三課ニ改 保護局ノ四課ヲ總務少年 ノ四課ニ、行刑局ノ四課

法省官制中改正(勅令七

ヲ顯揚シ併セテ一般ノ奮起ロ司法省行刑局ハ其ノ功績 イ司法省ニ於テハ廳員一同 會議室ニ参集シテ記念式典 ヲ促ス爲無事故刑務所ノ表 司法記念日ニ當リ

中臨時家族手営給與令中

ノーニ相當スル戦時勤勉 等二準スベキモノノ十分

家族手當支給規定中改正 改正(勅令七八三)臨時

一月十六日訓令會甲

存スル間俸給給料又ハ此

託負雇員及傭人二八時局 官吏ノ待遇ヲ受クル者嘱

ノ影響ニ依ル特別ノ事情

都宮松本刑務支所二收容ス 送ノ懲役禁錮女受刑者ハ宇 森盛岡少年各刑務所ョリ移 所女區ヲ廢止シ宮城秋田青 所ノ改廢(續)一宮城刑務 行政簡素化ノ爲ニスル刑務 園ヲ擴張シ家族一人當金 額ヲ増額ス 六八七三)一受給者ノ範

(2)戦時中官廳執務時間ヲ

看守長四〇

時間延長ス(閣令二五

四六)同上司法部臨時職

員設置制外十勅令中改正

(勅令七四七) 一刑務職

員ノ新定員ハ典獄四〇典

献補三八看守長四四五副

甲一七九一) 及下關刑務支 者ノミヲ收容スルコト 甲一八七二)二改メラル 月二十四日行刑局長通牒行 ヲ縮少シ刑事被告入及被疑 所(山口)ハ其ノ收容區分 ルコト(十月十二日訓令行

刑務共濟組合八組合規則

(3)官廳職員/待遇改善行、勅令七八二 一官吏

ル運営ヲ期セントス、

い全國各落訴院ハ遵法精神以上三箇所 彰ラ行フ表彰ヲ受ケタルモ 所、構外作業場ニ於テ一年 以上ハ本所ニ準ズン二三箇 十年以上(收容人員二百名 年以上三箇所、支所ニ於テ 故一三箇所、本所ニ於テ三 ヲ開催ス **巴統制經濟遵法官民**懇談會 滑ナル運行ニ資スル爲第二 ノ昻揚ヲ圖リ統制經濟ノ圓 ノ管内ヲ通ジ一年以上無事

一八八九) 第十七條ニ依ル分娩給與金 建設ノ企劃及政務ノ施行ニ スルト共二其ノ迅速的確ナ 緊密二軍統帥部二策應協力 付一元且綜合的機構ノ下ニ ノ給與ヲ實施ス(訓令行甲 大東亞省ノ設立一大東亞

> 造船訓練隊初出業 催セラル協議事項ハ 會二日間ニ亙り司法省ニ開 制(勅令七〇七) スヘキ點如何 一、行政簡素化運用上考慮 (動令七〇六) 大東亞省官 一、受刑者ノ管理定員運用 作業統制刑務所長協議 小菅刑務所施行石川島

法令ハ各省官制通則中改正

十八日 伴っ刑務職員ノ定員増員 ○勅令八○四司法部內臨時 喊員設置制中改正) 慮スヘキ點如何 軍需構外作業施行三

教師ノ素質向上並待遇改善 (勅令八〇五 監獄官制中改 ノ爲一部ノ奏任待遇實現 少年行刑ノ軍要性ニ鑑ミ

- 99 -

上考慮スへキ點如何

一、刑務作業轉換ニッキ者

一十四日 行刑當局ハ其ノ使 面ノ擴大並任務ノ複雑化ニ 正、勅令八〇二陸軍志願兵 令中改正) 勒令八〇一陸軍補充令中改 ○動令八○○憲兵令中改正、 對應シ憲兵制度刷新セラル 戦局ノ進展ニ件フ活躍場

行甲二〇六八 訓ヲ制定ス(行刑局長通牒 針ヲ與フル爲刑務訓並受刑 刑者ニ其ノ町生へノ錬成指 命ノ重要性ニ鑑ミ管下刑務 員ノ執務指針ヲ樹立シ受

八日 四日 定例控訴院長檢事長會 同二日間ニ亙リ大臣官邸ニ 宣戰ノ大韶渙發大東亞

> 十二日 畏クモ 十日 教師ノ一部奏任待遇實 現ニ伴ァ關係勅令ノ改正 給與令中改正) 師及作業技手ノ官等級配當 手藥劑師教誨師教師作業技 勅令三四七保健技師保健技 八神宮二御親拜皇祖天照大 八奏任及判任待遇監獄職員 ノ件並大正十一年勅令四三 (勅令八二四) —大正七年 天皇陛下二

神ノ大御前ニ御躬ラ國難克 メ、ロ大阪控訴院管内ヲ出 官依命通牒行甲二一九一) 出業要綱一部變更(司法次 服ヲ祈ラセ給レ 造船作業ニ對スル受刑者

的ニ記念行事ヲ質施ス 期間トシー週間ニ亙り全國

協議會二日間司法省二開催 本省提出ノ協議事項ハ 

会解)ニ付考慮スへキ點 会解)ニ付考慮スへキ點 会解)ニ付考慮スへキ點

、技能受刑者又八構外作

對スル作業賦課ニ付考慮 スヘキ點如何

與ノ途拓カル 家族ノ醫療ニ對シ醫療費給 和十八年一月一日)一扶養 (省令八六、施行期日、昭 刑務共濟組合規則中改正

二十一日

司法省分課規程中

三十一日 本年末日ニ於ケル

末日ニ比較スレバ前者ニ於 人員三九九六〇ニシテ前年 在監人員四四八二一受刑者

テハー四五三後者ニ於テハ

ル事務分掌ヲ改ム

改正一在監者ノ衞生ニ關ス

一、女受刑者ニ對スル作業 賦課ニ付考慮スへキ點如

、戰時下作業經營上左記

\_\_\_ 100 \_\_\_

×

業適格者ヲ除ク受刑者ニ

スヘキ點如何

日間ヲ夫々反省白爾、第二

戦争一周年ニ當り前後各三

年へノ强力ナル酸足ノ行事

二造船率公隊,大阪刑務所 業受刑者選定範圍トシテ第

×

### 關係 文 献

教唆ノ未遂

刑

日本法理の自覺的展 軍 有斐閣 E MO

法と道徳との分化と綜合 司法沿革史ノー断面 之 ん志林 (法曹 10711J

目的刑論とイエーリング永逝五十年 **④刑法、刑事訴訟法** 11,110

刑法に於ける人間觀の問題・……佐 伯 千 仭 へ法義 法律に於ける解消的發展 市川秀雄(新報 書、三 ッの戦 四中、六 大東亞戰特別刑法解說

干の考察 ……檀崎喜作 (新聞 四〇七、〇 (司法協會 三、六、10) 二、三()

吧 刑法研究第十卷 ……牧野·

三笠書房二、00)

有斐閣

图、用〇)

野英一

11/100

上輝彦

(司法協會 三、10、11)

經濟刑法といふ概念について

不定期刑の長期の過半經過後の假出獄の

日本法理研究會 0、吾0

消極的身分と共犯 共犯獨立性論の一資料 ·佐伯千似 (法時 (法學 (試國) 驗家 (0)]图 11,100

遵法精神と經濟犯し經濟犯し

所謂悪意なき經濟

四人の人でかいこの、ニーン

----定塚道雄

事犯の實例

經濟調査企劃室

(ダイヤモンド

一つ、二九

图(10)

ニー・ニー 美、100

印度刑法「

司法省調査部 (單

非賣し

……牧野英一(法 最近の刑事判例 法の刑事判例 へ法政 (法時

图(10)

……田畑喜代榮

國家總動員法判例全集

友神魔 寄加公 客加公 二美平 共編

(單、日本法曹會本部1、三0)

刑事訴訟法 法律新聞社出版部 4,000

刑事事件處理に關する實證的研究 三笠書房 三、00) 志島方武

- IOI ---

三二

矯正図書館所蔵

+	数力(判例評釋)吉田常次郎(新報 芝ニン 検事の附帶控訴と未決勾留日数の法定通 検事の附帶控訴と未決勾留日数の法定通 第(判例評釋)吉田常次郎(新報 芝ニン 東亞戰爭一周年 、
	保護教育者再教育論坂井改造(少年 4%) 少年犯罪及少年の不良化の原因——司法保護研究設書第二輯がルトレ著がルトレ著がルトレ著がルトレ著大田 耐造(財産) 1000000000000000000000000000000000000

\_\_\_\_ IO2 \_\_\_-

### 第百四十三條 書信の後送

しめぬために之を包装するものとする。 釋放後受信があつた場合は之を後送する。釋放後の保護といふ理由から、後送に先立ち受刑の事實を他に知ら

## 3、外部との其の他の交通

# 第百四十四條電話、電信、小包及び送金上の交通

する。電信の受信は書信と等しく扱ひ特に速に扱ふものとする。 すことを得るものとする。電話は官吏之を中機する。面會の中止に關する第百二十六條第五項の規定は之を準用 電話又は電信の發信は緊急な理由に依つて例外的に之を是認し得る場合に於て、施設の長が受刑者に之を許 \_\_\_ 103 -

る。生活必需品及び嗜好品の差入は之を禁ずる。後送に關する第百四十三條の規定が準用される。 受刑者の小包及び金錢上の交通は別段の規定ある場合を除き施設の長がその職務上の裁量に基き之を決定す

# 第百四十五條 審問、 出頭 Vorführung 假引渡 Ausantwortung

(一) 施設の長はドイツ官廰の正當な申出に基き施設内に於て受刑者の審問を爲す機會を與ふるものとする。施設

内に於ける開廷日に關しては特別な規定を適用する。

(二) 施設の長はドイツ官廳の正當なる申出に基き、受刑者を假にその官廳に出頭せしめ又は直接にその官廳に假 引渡をなし、若はその官廳の管理に委す爲に他の裁判執行施設に假引渡をなすことを得る。それが司法省所管の 官廳に係らざる場合には執行指揮官廳の同意を要する。

一九四〇年ドイッ統一行刑規程

一九四〇年ドイッ統一行刑規程

## 一九四〇年ドイッ統一行刑規程

假引渡の着手及び終了は執行指揮官廳に通知される。

## 外出 Ausführung

- (一) 施設の長は施設の外部で爲さねばならぬ管理上の事項に付作業時間中の若干時間受刑者を外出せしむること す必要ある場合に於ては、その申出に基き之を外出せしむることを得る。外出に先立ち成る可く執行指揮官廳の を得る。同様な制限内に於て施設の長は受刑者が個人的、營業的又は法律的な事項につき施設外に於て行爲を爲
- 受刑者の申出に基く外出に因る費用は受刑者の負擔とする。

**—** 104 —

同意が得られるものとする。

## 暇 Urlaub

許すことを得、賜暇を許すに先立ち能ふ限り執行指揮官廳の同意を得べきである。受刑者が自發的に且つ定刻に 復歸するといふ義務を履行することについて、信任能きぬ場合に於ては賜暇は之を與へることを得ない。賜暇の 本則に別段の定のないときは、賜暇期間は刑期に算入せぬといふ效果の下に施設の長は一週間以內に於て賜暇を 許可は取消し得るものとする。 受刑者に係る重大な用務に因り本人自ら施設外に在ることを必要とする場合に於て、外出が不適當であり且つ

行官廳の同意がある場合に限り、受刑者に結婚の機會が與へられる。 遺傳衞生政策上の理由又は其の他の理由に依つて結婚が不適當と認められないといふ前提が存し、且つ上級執

### 第九 釋放時の保護

## 第百四十九條 總

- (一) 行刑に於ては、豫め、受刑者の將來が如何に形成さるべきかといふことにも亦注意を拂ふべきである。保護の れと並行して影響をもつ。保護は之を必要とし且つ之に値ひする受刑者に與へられる。 思想は、それが刑罰の目的と矛盾せず且つ刑種及び執行態様に適應するものなる限りに於て、執行に際してもそ
- ことが、決定的に重要である。目標は、就中、受刑者がその自由への復歸の際に、適當なる環境に於て誠實な仕 事を見出すといふことでなければならぬ。 保護に於ては、受刑者自らの將來への志向及びそれ自身の行動が鼓舞せられ、指導せられ且つ支持せられる
- (三) 執行官廳は勞働及び福利政策の官廳竝に釋放受刑者の保護に從事する會及び施設、就中、ドイツ處刑者保護 及調査補助團體事務所と連絡を密にし且つ能ふ限りその仕事を奬勵する。

- (一) 受刑者には疾病保險、雇傭保險又は坑夫組合保險に於ける自發的な保險繼續の可能なこと及び有利なこと竝 續が勸奬される。但し非拘禁中に拂込機續期間の經過したと認められる場合は此の限でない。 に旣成の期待權又は拂込は之を維持し得るものなること及びその維持の方法が教へられる。受刑者には保險の機
- めた場合には保険繼續を命ずることを得。この場合保險繼續の實行に必要な處分は執行施設の管理に屬する。 未成年受刑者又は判斷能力の缺除に因り自發的保險繼續の意味を了解せぬ者に付ては、施設の長が適當と認

--- 105 --

3 の保険金請求權の消滅を避けることを要する場合にして、且つ本人が此の救濟に値ひする場合に限らるべきであ 保險料は受刑者の資産で充分でない場合には作業賞與金から給せられる。國庫からの支給は、受刑者の将來

## 犯罪生物學の仕事

### 第百五十一條

- (一) 行刑、 に犯罪生物學の仕事を設ける。 一般刑法政策及び遺傳・民族政策を目的とし、受刑者の人格の犯罪學的調査を行ふ爲め裁判執行施設
- 0 受刑者は犯罪生物學の仕事に因る處分に服さねばならぬ。
- 犯罪生物學の仕事には特別な規則が適用される。

重懲役、輕懲役、 拘留

懲

(一) 重懲役受刑者に對しては他の受刑者よりも作業時間は長く且つ作業賞與金は少いものとする。 般に尠くとも一日十時間とする。 作業時間は

- 000 重懲役受刑者は特に選ばれた者のみが教育に参加せしめられる。
- 3 重懲役受刑者の施設衣は他の施設衣と明白に異ならしめる。
- 回 面會及び書信の發受は他の受刑者よりも强く制限される、訪問の間隔(第百二十一條第一項)は三月とし、

認書期間(第百三十條第一項)は六週間とする。賜暇は初犯者に限り許される。

重懲役受刑者は入所後六月間原則として獨居拘禁に付される。成績賞與を受けることがない、教育に加はるこ 而して緊急な場合でなければ訪問を受け又は信書の發受を爲すことが許されない。

- 輕懲役受刑者に對しては作業時間は原則として尠くとも一日九時間とする。
- 000 を許すことや得。施設の長は受刑者の教育に對する参加義務又は教育繼續の義務や臨時に又は一定期間免除する ことを得。施設の長は作業經營上必要ある場合受刑者に臨時に教育への不参加を命ずることを得。その決定に先 立ち施設の長は教師の意見を聴くことを要する。 教育には三十歳未滿の總での受刑者が参加せしめられる。三十歳以上の者は参加せしむることを得又は参加

一九四〇年ドイツ統一行刑規程

## 一九四〇年ドイッ統一行刑規程

- 3 合唱に於ては就中、國歌、愛國歌及びナチス運動歌が歌はれる。
- 回 衣を着用して訪問を受くるに値ひする者に之を許すことを得、施設の長は訪問への立會を省略することを得。 訪問の間隔(第百二十一條第一項)は二月、認書期間(第百三十條第一項)は四週間とする。施設の長は自
- 五 入を爲し、手藝を爲し又は營業上の製圖以外のものを爲し、並に之に必要なものを自辨することを許すことを 施設の長は成績賞與といふ方法で、自由時間の筆記に於て書物からの書出し及び職業上の知識に 闘する 記

# 第百五十五條 短期執行及び初期執行の嚴正

ることなく、 輕懲役受刑者は入所後三月間、三月以下の受刑者は全刑期間原則として獨居拘禁に付される。 教育に参加することなく、緊急な場合でなければ訪問を受け、 書信の發受を爲すことは許されな

### 行 Erstvollzug

- (一) ドイツ人又は之と同種の血液を有する初犯の輕懲役受刑者に對しては、尠くとも執行期間六月を超ゆる場合 に於ては、特別執行としての行刑――初執行が行はれる。
- (二) 少年行刑に属する判決確定者又は少年行刑から排除された判決確定者は初執行から除外される。

# (三) 判決確定者にして其の人格又は其の犯行の狀況が初執行に適せずと認められる者は初執行より除外される。 特別な場合に於て判決確定者が初執行に適するときは、普通執行に換へて初執行を行ふことを得。其の決定は執 行指揮官廰之を爲し、執行中は初執行に當ることを定められた施設の長之を爲す。

### 第百五十七條 初執行の任務

保護すべきである。この特別任務は、受刑者の名譽感情、誘惑に對する抵抗力、民族共同體に對する責任意識及 初執行は、犯行が一の躓きであつて犯罪的人格の表現ではない成年有罪者をして、犯罪的世界に轉落せぬ様に

び自信を强化し、且つ其の更生を補助することについて特別の注意を拂ふべきことを要求する。

## 第百五十八條 實

作業の賦課に當つては、それが受刑者の將來の生活に役立つといることに適當に考慮が加へられる。

109-

- 教育に依る精神的向上、自由時間の有意義な使用並に體操に依る身體鍛錬は特に重要である。教育には總で
- = 相當の期間を隔てて、講演、第九十二條第一項に掲げた種類以外の講演と雖も之を催し又は藝術的な演出を 入所後三月を經ざる受刑者と雖も参加せしめられる。

爲すことを得る。

### 第百五十九條 條理のある希望の満足

取消を留保して、施設内の生活叉は外部との交通に關係し且つ行刑の其他の關心と關係する條理ある希望を滿足 初執行の受刑者にして特別なる保護に値ひするものに對しては、施設の長は、教育又は保護上の理由ある場合、

一九四〇年ドイッ統一行刑規程

○議の原理
○議の原理

市川

正木

Ξ

〇昭和十六年刑政年報

六

四五

八二

万須に煎いて

の負因性を中心とせる人格及

玉生道經

〇行刑法規質疑應答

○刑事關係文献

○植民政策と囚人

## 一九四〇年ドイッ統一行刑規程

せしめてやることが能きる。第百六十條、第百六十一條に規定せられた處分以外のものは例外的な場合に限り爲

さるべきである。

# 不百六十條 自己作業 Selbstbeschäftigung

(一) 作業の賦課に換へて自己作業の許可を爲すことを得る。 刑者が之を真摯な作業に用ひない場合には取消される。 それは營利行爲に在ることを要せぬ。その許可は受

(二) 自己作業に因る收益は本人に歸する。自己作業の許可は、 收益が擧る限り、未拂の拘禁費用は之を支拂ひ且つ將來生ずる拘禁費用は一月每に前拂ひするといふことに係

受刑者が所要の資産を持ち、

特に自己作業に因り

(三) 自己作業は原則として、受刑者が器具、材料其の他必要なる物を自己の費用によつて調達することを得る場 合に限り許される。必要なる購入は執行施設が斡旋する。

同一額の自己資産を費消することを許すことを得る。 小遺錢に限り費用を支出することが許されてゐる場合に於ては、自己作業を許されてゐる受刑者に對しては、

## 第百六十一條 其の他の希望の滿足

(一) 受刑者に對しては自己の仕事の爲に所定時間を超えて居房に照明を爲すことが許される。

(二) 受刑者に對しては自己の仕事を爲すために、科程終了後も罷業時までは就業せねばならぬ義務を免ずること

刑 第五 十五 卷 總 目 次 (昭和十七年)

〇改編の言葉 〇和の精神と日本行刑 〇群集と群集犯罪 O所謂矛盾について が開矛盾について ○豫防拘禁制の思想的意義 ○常習犯人と不定期刑 の経済統制事犯に對する刑事 木村 八木 日沖 憲郎 龜二 一四五二六六 三五 二七 六三 四 ○研究 ○九四○年ドイツ統一行刑 ○ボンディーの少年教育刑論 ○ドイツ少年刑法補充令 ○留置場留置人費に就いて ○ | スポに | 関する調査第一(贈多摩) | 枇杷田源介 ○最近の立法と刑務所 鷲津愛十郎 髙橋 小川 晋 太郎

口改編刑政の第二卷第一號である。 □東京帝大の古畑教授と、正木博士 づかしい次第である。 少々印刷が遅れてしまつて、気恥 早稲田大學の齊藤金作教技を煩は の玉稿をかざり得たことは編輯者 しかし、新春の賀を申上げるには 刑罰思想」をいただいた。基督教 して、「トーマス・アクィーナスの として何よりも有難かつた。 の回答をトーマス・アクィーナスに 教義と刑罰の問題を究明して、そ 求められたものであつて、貴重な 流刑は徒らに過去の問題であるの を勢作である。 のわが刑事政策上残されたる問題 ではない。その復活を希望し、此 編 後 記 □二つの資料はそれぞれ日沖憲郎氏 □帝國議會は決戦の年にふさはしい 口なほ、本誌も減真を断行しなけれ 検討を加へられたのが、横濱州務 所長中尾文策氏の「新流刑への展 **訟議をたたかはしてゐる。行刑の** と小川太郎氏との勢に俟つもの。 望」である。 に對し特に具體的にして詳細なる にしろ。 おいて、その實踐を通して、一切 分野においても、まじめな意味に の概念論的なるもの・既成イディ れる、よし戦時的・臨時的である オロギーからの飛躍・滋展に迫ら 行すると共に、紙面の刷新上一層 ばならない。次號は必ず定期に發 遺憾なきを期するものである。 ってらみつし 定規文注 表價定 告 廣 昭和十八年 一 月 一 日發 行昭和十七年十二月二十八日印刷約本 銀印刷人 東京市神田區淡路町二丁目九番地東京市神田區淡路町二丁目九番地 東京市神田區淡路町二丁目九番地 四 發行所 刑 務 協東京市麹町區賃ヶ關一丁目一番地一 冊(稅共) 冊(稅共) 一一一頁頁頁 金金金 金 金 東京二五〇五九番 五 三四五 + +++ 圓圓圓 圓 錢

比較法制研究	民事判例研究	文獻展	『訴訟代理	保險契約法に	訴訟に於ける	戦闘員と非単度を		法
法制研究ない四)	無權代理と家督相續(眞田幸雄)	望	『訴訟代理人ノ權限』を證する書面・――野津博士・保險契約法院	果原市外貨公債の果別兼得のセイフラン	訴訟に於ける。事質簡気のスタ	ままるさりた		學
(堀內節)			野津博士・保險契約法論について	の対象を見る	9/三、			新
	共有物分割と持分		150 h					報
	共有物分割と持分上の抵営権、梶田年)		講		数	講	教	第五十三卷第二號
			節		授	飾	授	中央
	比	民	前	青	栗	中	松	大學
	皎	事判	H	谷	栖	島	原	法與
	法	例	直					部
	制學	研	之	和	赳	弘	_	中央大學法學部門機關
	會	究會	助	夫	夫	道	雄	關

